経済労働委員会記録 <第3号>

平成21年第3回沖縄県議会(2月定例会)

平成21年3月17日(火曜日)

沖縄 県議会

経済労働委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成21年3月17日 火曜日

開 会 午前10時02分 散 会 午後6時40分

場所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料 条例の一部を改正する条例
- 2 乙第15号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 3 乙第16号議案 沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
- 4 乙第19号議案 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正 する条例
- 5 乙第27号議案 土地の処分について (IT津梁パーク分譲地)
- 6 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議 決内容の一部変更について
- 7 陳情平成20年第80号、同第84号、同第135号、同第139号、同第143号、同 第158号、同第186号、同第194号、同第198号、同第201号、陳情第39号、第 45号、第48号及び第53号から第55号まで
- 8 閉会中継続審査(調査)について
- 9 参考人招致について(追加議題)

出席委員

委員長 玉城 ノブ子 さん

副委員長 瑞慶覧 功 君 委 員 中川 貴 君 京 委 員 座喜味 幸 君 委 員 辻 野 ヒロ子 さん 具 志 委 員 孝 君 助 委 員 仲宗根 君 悟 委 員 当銘 勝 雄 君 委 員 渡久地 修 君 委 員 前島 明 男 君 委 員 上 里 直 司 君 委 員 玉 城 満 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

林水 護得久 友 子 さん 産 部 長 糖 業農 産 課 長 赤 嶺 勉 君 村づくり計画課長 君 知 念 武 間 孝 君 森 林 緑 地 課 長 長 工 君 観 光 商 部 長 仲 田 秀 光 産業雇用統括 監 君 勝 目 和 夫 営金 融 経 課 嘉 清 市 君 長 比 企業立地推進課長 上 原 俊 次 君 淳 君 情報產業振興課長 嶺 小 雇 用 労 政 課 長 嘉 君 比 徹

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第14号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第27号議案、乙第34 号議案の6件、陳情平成20年第80号外15件及び閉会中継続審査(調査)について を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第14号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請 等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明させていただきます。

お手元の議案書平成21年第3回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の35ページをお開きください。

乙第14号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例 の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験手数料等の額の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験等の手数料額を政令に合わせて改めるものであります。この条例は、平成21年4月1日から施行する予定であります。

以上が、乙第14号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 確認のため質疑しますが、ここでいう火薬類製造業、高圧ガス製造の県内での件数をそれぞれ教えてください。

- **〇仲田秀光観光商工部長** 火薬製造業は1社です。それから、一般の高圧ガス 製造業が平成17年度で87社です。
- **○渡久地修委員** 何年か前に、本土のほうで火薬製造をしているときに爆発事故などを起こしているところもあるので、これは県の指導監督責任というものがあるのか、その辺は皆さんとしてどうしているのか、そして、この1社は現在どこに所在しているのか教えてください。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 保安に関しては、火薬類取締法などの省令に従って、 火薬類の譲り受けや消費の許可を適正に行うということで、保安検査をやって おります。場所は、主に北部の本部町のセメントで使うということで、名護市 に工場、会社があります。
- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例について 審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 続きまして、議案書の36ページ、乙第15号議案沖縄 県企業立地促進条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、平成21年3月31日で適用期限が切れる企業立地促進条例を10年間延長する改正条例でございます。同条例は、企業誘致における重要な支援策である企業への助成措置を定めており、今後も企業誘致において立地企業の支援の必要があることから同条例を改正し、適用期間を延長するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

以上が、乙第15号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

- **○上里直司委員** まず、この条例改正の審議に際して、皆さんからいただいた 条例をもとに質疑をさせていただきます。皆さんが言う企業の立地という言葉 を別の言葉で置きかえると、どういう言葉になるのか。ここで言う条例におけ る企業の立地というものはどういうことなのか教えてください。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 企業誘致ということで理解していただきたいです。
- **○上里直司委員** 通常、企業誘致という言葉から想像するのは、外からない企業を持ってくるという発想なんですが、企業の立地というものはそうではないんですよね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** それも県外や国外を含めてトータルして、その地域 に企業を誘致するということです。
- **〇上里直司委員** その企業を誘致する場所は、特定されているんですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** この条例の対象地域として、特別自由貿易地域や工業適地、情報推進地域、そういう特定地域ということで定めています。
- **○上里直司委員** その場所の特定、対象地域というのは、この条例の第何条に 当たるんでしょうか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 第6条です。
- **○上里直司委員** ここで、知事は情報通信産業振興地域、産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域、金融業務特別地区、工場適地または工業等団地であってという規則の定めるところに知事の指定する区域、以下企業立地促進地域に工場等を設置するものに対しという部分に当たるわけですよね。そう

考えると情報通信産業、これから沖縄IT津梁パーク施設の設置に関する条例 案についてを皆さんから御説明があると思いますが、この情報通信産業振興地 域というのは、県内にはどの地域になっているのでしょうか。

- **〇仲田秀光観光商工部長** これは那覇市、うるま市以下24市町村が対象になっております。
- **○上里直司委員** さっきの説明によると、特別自由貿易地域や特定の地域というお話ですが、実は情報通信産業に限って言っても24市町村が指定されるわけなので、例えば、那覇市だと那覇市全域ということになるんですよね。ということを考えると、企業立地促進条例の範囲は非常に広い地域に該当されるということなんですよね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 指定された地域は24市町村ということで、情報については広い範囲になっております。
- **○上里直司委員** これまで平成11年度、私は平成18年2月22日の資料を見ているんですが、平成11年度からこれまでで特別自由貿易地域以外に、沖縄県企業立地促進条例に基づいて補助をされた実績はありますでしょうか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 情報関係については、沖縄県企業立地促進条例の適用といった実績はございません。
- ○上里直司委員 今情報に限ってという質疑をさせていただきましたが、実はそういう条例があるけれども適用されていないわけなんです。そして、この補助金の助成要件というものは、ハードルが高いように思います。500平方メートル以上の床面積にする建物の取得、または20名以上の新規雇用者、コールセンター200名以上ということになっているんです。例えば、コールセンターというのは、割と常勤雇用者、新規雇用者というものもかなり数が多いと想定される職種であります。ただ、ソフトウェアの開発、これから皆さんがIT津梁パーク施設やIT産業に力を入れる際のソフトウェア開発というのは、常勤雇用者や新規雇用者が20名すぐに超えるという業種ではないんです。そのために、24市町村指定されている地域には、それぞれインキュベーション施設があって、そうしたインキュベーション施設で2名や3名の皆様方でも、起業をするのに支援する体制を組まれていると思うんです。しかし、県が企業立地という言い

方からすると、実は情報関連産業に限って県内全域24市町村に適用されるし、企業誘致やイメージの違う産業の支援、促進が非常に不十分な気がするんです。そういう意味で、今回は企業立地促進条例を10年間適用を延期するという内容ですが、もう少し情報通信産業の適用要件の緩和を図る、またはコールセンター以外の対象を考えるということができないかについて、御見解をお聞かせください。

〇仲田秀光観光商工部長 情報産業は、沖縄県にコールセンターを含めソフト産業を進出して、たくさん企業が進出しているんですが、ほとんどが投下資本ということで、自社ビルを持つとか土地を購入するというのが基本的な体制になっていまして、コールセンター等はほとんど既にできた所にノウハウと人で入ってくるということで、対象になっていないということでございます。

○上里直司委員 ですから、助成内容の表も皆さんからいただいているから前提として質疑していますが、つまり情報通信産業等と対象業種をソフトウェア業や情報処理などいろんな業種を想定しているが、その業種に対応していないようなメニューではないかと。投下固定資産という形の助成なので、そういう小さな企業やこれから立ち上がる企業が、本当に資産形成のために投資をするかというのは、少し違った目で見ないといけないんですが、この情報通信産業の中身というものは非常に多種にわたるわけなので、その辺の産業の育成にも使えるような条例を検討していただきたい。次のIT津梁パーク施設にも絡む話ですから、ぜひお願いいたします。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 渡久地修委員。

○渡久地修委員 この条例、皆様方からの説明資料を読ませていただきましたが、今回10年間延長するということですが、土地の取得、工場などの整備、新規採用20名以上、そういったものには助成する、補助金を出すということになっていますが、今回で何回目の延長になるのか。そして、これまでの過去の事業費の総合計と事業費を投資したのに見合った新規雇用、雇用の確保が一つの目的ですよね。何名の雇用の実績があったのかなど、実績を教えてください。

〇仲田秀光観光商工部長 3回改正しており、今度改正すれば4回目になります。それと事業費の額ですが、昭和57年に制定されて金額にして7億8722万円

という助成の実績がございます。平成11年からこれまでに、製造業分野等で 147名の新規採用という実績でございます。

- ○渡久地修委員 10年間で新規が147名ということですが、皆さんからいただいた資料の補助金の対象業種で、1が製造業等、2が先端技術型製造業等、3が情報通信産業等として分けると、それぞれ何件何名かというものを教えてください。そして、補助金を受け取った事業者、事業所が県の補助金を受けてずっと頑張っているのか、あるいは既に廃業したところがあるのか、その辺も教えてください。
- 〇仲田秀光観光商工部長 製造業等のが新規採用が9社で114名、先端技術型製造業等が2社で新規採用33名です。そして、補助を受けた企業の状況ですが、1社が計画どおりの事業ができなくて、1社が撤退しているという状況でございます。
- **○渡久地修委員** 今皆さんのメニューに3つあるが、2つしか言わなかったが、 情報通信産業等はどうなっていますか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** それについては、実績はございません。
- ○渡久地修委員 企業立地促進条例、全国的に非常に気をつけないといけない部分があると思いますが、例えば、今の物すごい不況のもとで自治体が競って九州や北海道などで自動車産業、あるいはキャノン株式会社やトヨタ自動車株式会社などの誘致合戦をして、今のこれと一緒だと思います。そして派遣切りでその自治体は大変なことになっている。だから、この条例をこういうふうに10年間延長した場合に、日本を引っ張るような大企業が来ているわけではないが、理論的には来ることは可能な条例だと思います。そこに、県が莫大なお金を出す。そして、今回のようなもので撤退すると沖縄県は大変なことになるんですが、この辺の条例を1回決めると、そういったものを防止するようなチェック機能というのはどこで働くのか、毎回これが出たときの予算を県議会でチェック機能というのはどこで働くのか、毎回これが出たときの予算を県議会でチェックする場があるのか、あるいはこれをやったら、そのまま県の判断で大企業もどんどん誘致していけるのか、教えてください。
- **〇仲田秀光観光商工部長** その地域に産業が少ないということで、雇用や産業の広がり、1社がくるとそれに伴って原材料の供給やノウハウなどの広がりを

期待して企業立地をするので、企業立地促進条例での対応を認めてもらうと、 執行部のほうで企業誘致をして、基本的に企業については企業の経営努力の対 応ということになっています。チェックなどについては、毎年毎年の予算、決 算の議会としての対応になろうかと思います。

- **○渡久地修委員** 毎年の予算で大きな企業を誘致すると、その際に補助金が幾らということで予算にあらわれるということで、それに対しては県議会でもチェックできると理解してよろしいでしょうか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 予算は、これから誘致するという前提でありますが、 最終的には決算で使途の確認ということになると思います。
- ○渡久地修委員 とにかく今、全国でこういうふうに自治体がお金を投資して、 工場団地やいろんなものを整備して大企業を誘致し、最初はよかったが、今の 大不況のもとで大変な負担になっているというのが全国各地で出て、反省を求 められていると思うので、これまでの額が7億円にとどまっていますから、し かしこれは理論上はそういったものにもなりかねない、非常に危険なものもは らんでいると思うので、その辺は進め方を慎重にやっていただきたいと思いま すがいかがでしょうか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 誘致していただいた企業には、そこの地域に根ざして地域の発展にお互いに尽くしてもらうということでの対応をやりたいと思っております。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 当銘勝雄委員。
- **〇当銘勝雄委員** 第3条には県の責務、第4条には市町村の責務とうたわれているんですが、具体的に市町村の責務として県の策定した基本施策に協力すると同時に、地域の条件を整備して立地の促進に関する施策を策定するとうたわれているんですが、具体的に説明してもらえますか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 例えば、うるま市のほうで企業立地促進条例ができていますが、そこで企業の立地計画をつくり、県と一緒にそれを策定して国にその計画を上げて、それが認められて新たな補助事業と研修等に係る事業がで

きるといったように、県と協力してその地域の発展のためにやるというものが 一つの例でございます。

- **〇当銘勝雄委員** そういう話ではなくて、もっと具体的に、例えば予算的な負担の問題や、土地の提供問題、水道施設の問題など市町村の責務と書いてあるから、市町村もどれくらいの協力をすればいいのかというものを、もっと具体的に説明してもらえますか。
- 〇上原俊次企業立地推進課長 県の責務としては、県庁内に県企業誘致推進本部会議、これは関係部局長一本部長は副知事になっておりますが、部局長を入れて毎年度の業務計画、どういったことで誘致方針を立ててどういった形で、例えば企業立地セミナーをやるなど、全体計画をつくって、周知して関係部局の協力を得るようにしております。また市町村については、沖縄総合事務局が事務局になっている沖縄地域産業立地推進協議会という団体がございまして、例えば民間企業の沖縄電力株式会社や商工会議所や、企業誘致を積極的に行いたいという市町村が入っております。ちょっと今数は手元にございませんが、沖縄地域産業立地推進協議会が具体的な企業誘致を話し合ったときに、県、国、市町村、全部連携し企業誘致を進めるように対応しております。
- **〇当銘勝雄委員** 市町村が具体的に対応する事例を、幾つか説明してください。 企業の立地の促進に関する施策を策定すると書いてあるが、中身は何なのかと いうことです。
- **○上原俊次企業立地推進課長** 市町村も、国、県の施策を受けまして、地方税、 それから市町村税、固定資産税などを減免する条例を各市町村がつくっており ます。特別自由貿易地域があるうるま市は、特別自由貿易地域に立地した企業 の物流支援という施策を県が持っていますが、15%を負担するという財政的措 置もやっております。
- **〇当銘勝雄委員** それは企業誘致したから、市町村は無理に負担せよというものにはならないですね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 県といっても、それぞれ市町村があっての話ですので、企業誘致するところと誘致を希望している市町村と一体になって進めるという意味での責務なので、県が強制的にやるというレベルのものではないです。

- **〇当銘勝雄委員** 最後に確認ですが、先ほど24の市町村がということですが、 豊見城市の豊崎や糸満市の西崎も入っていますか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 情報の地域ですが、豊見城市全体が入っております。 糸満市も入っております。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 続きまして、議案書の37ページ、乙第16号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例について、御説明いたします。

この議案は、情報通信関連産業を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進するため、情報通信関連産業に属する事業を有機的に連携して行うための施設として、沖縄IT津梁パーク施設を設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに条例を制定するものであります。この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲において規則で定める日から施行する予定であります。

以上が、乙第16号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

- **○上里直司委員** こちらも事前に資料をお配りをいただいて I T津梁パーク施設の予定位置図をいただいておりますが、それを見ながら質疑をさせていただきます。 I T津梁パーク施設の設置、この条例に規定するのは、皆さんからいただいた位置図の青線の部分なのか、青線の部分の一部なのか御説明をお願いします。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 予定位置図の中核機能支援施設の部分の管理に関する設置、管理ということの条例です。
- **○上里直司委員** 本会議等でも予算特別委員会でも質疑があったかと思いますが、この中核機能支援施設で誘致をする企業によって得られる雇用効果を教えていただけますか。
- ○仲田秀光観光商工部長 我々としては、約500名の雇用を想定しております。
- **○上里直司委員** この中核機能支援施設は平成21年度に完成されるということですよね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 中核機能支援施設として、A棟、B棟ということで 予定しておりますが、平成21年度の完成を目指しております。
- **○上里直司委員** そうすると、施設がオープンするのはいつになるんでしょうか。
- ○仲田秀光観光商工部長 A、Bという形で2回にわたって工事をしますが、 A棟については今年度予算で、実質的には次年度まで繰り越して4月か5月に A棟という形の一部供用を開始と、B棟全体としては平成21年度末になります。
- **〇上里直司委員** そうすると、500名という雇用の効果を生み出す企業というのは、実際にA棟は何社、B棟は何社という形で皆さんの計画の中でお答えいただけますか。
- ○仲田秀光観光商工部長 いろんな入居の機能は計画しているんですが、具体

的にA棟何社、B棟何社というところまではまだやっていなくて、トータルで A棟、B棟全体として約500名ということを考えております。

- **〇上里直司委員** さっき雇用の話をしましたが、企業の数は何社ですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 情報産業はいろんな大きさがあるということで、雇用全体としての想定はしていますが、企業の数は公募して、そこに入居してもらおうということで、公募によってどれだけの面積を使うのかということがあるので、小さくてもかなり機能の大きいところもあると思いますし、コールセンターみたいなところだと人数が多くて面積をとってということで、企業数までは計画的には入れていないということです。
- **○上里直司委員** 平成21年度にA棟自体は完成して、A棟自体の供用も開始され施設の運用も開始されると、そうすると公募というものはA棟に関しては実施されているんですか。そうすると、A棟というものは施設が開始されると全体が埋まったような形で施設が運用されるのか、その辺のことについて説明いただけますか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** A棟は年度内の予定でしたが、繰り越して5月-年度明けに完成ということで、それに合わせて実質的には6月ごろになろうかと思いますが、それに合わせて公募ということですので、いきなり埋まるということではないだろうと思っております。
- **○上里直司委員** こういう聞き方をすると、少し嫌な感じを受けるかもしれませんが、こういう御時世でもあるしIT産業というのは成長する産業の1つですが、皆さんとしてはA棟というものは埋まる見込みは立っているんですか。 見込みがなければ、想定している条件を緩和したり、何とか施設を埋めるという格好にするのか、その辺の見通しをお聞かせください。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 我々としてはA棟、B棟全部埋めてIT津梁パーク施設の象徴的なというか、リーダー的な機能を持たそうということで、埋まるというところまではいっていませんが、埋めるということです。
- **○上里直司委員** そうすると、IT津梁パーク施設の管理者が想定されてくる と思います。平成21年度中には出てくると思いますが、この管理者というもの

は、今だれがなろうとしているのでしょうか。指定管理者になるのでしょうか。

- ○仲田秀光観光商工部長 当面は施設もできてなくて、管理そのものは県のほうで直営でと、ただそれが完成して議会への議決も必要ですので、指定管理者を選ぶという時期からすると、直営後に完成して入居したら指定管理を目指すということで、次年度にでもすぐに指定管理へ持っていきたいと考えております。
- **○上里直司委員** 次年度というのは、平成21年度ということですね。先日、経済労働委員会で上海のソフトウェアパークをお伺いして、そこの管理者からも御説明をいただいたんですね。そういうことからすると、既に4月ぐらいから公募も含めて、ある程度民間の皆さんに何とかこれを埋めるようにという形で、公募からでもやるべきだったんじゃないかと私は感じているんですね。その意味では、この管理のあり方がこの中には余り触れられていないし、つくることはいいのですが、ここが少し見えない感じがするので、いずれにせよ、5月からオープンする施設ですから、早目に管理者の募集、管理者のあり方、そのことも検討していただいて実施していただきたい。
- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 渡久地修委員。
- ○渡久地修委員 この施設の設置及び管理に関する条例についてお尋ねします。中城湾港の特別自由貿易地域を県が埋め立てをして、言ってみれば特別会計で埋め立てをして、この土地を県が一般会計で買い取りをして、そこに施設をつくって企業に貸し出しするということで理解していいでしょうか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 中核機能支援施設の分については、一般会計で購入 し、そこを借りて建物を建てるという形になります。
- ○渡久地修委員 特別自由貿易地域に設定されたところを県が一般会計で買い取って、施設を建設して貸し出すと。そこに入ってくる企業というものは、I T津梁パーク施設という名前がついていますが、皆さん方が想定している事業 所、どういった業種、産業を想定しているのかを教えてください。
- 〇仲田秀光観光商工部長 情報機能として、オフショアコアセンター 国内の

情報事業を海外へ出している業務が相当あるんです。それを沖縄県に持ってこようと。中国などソフト情報産業でアウトソーシングー内部の業務を外へ出しております。それを海外ではなく、沖縄県でとめてここで事業してもらおうというものや、アジアOJTセンター・アジアの方々が情報センターで訓練しながら、情報産業をここで活性化させようというものや、OSSーオープンソースソフトウェアや、ユビキタス特区のセンターなどという情報関係を集積させようと考えております。

- **○渡久地修委員** 先ほどもありましたが、各市町村がインキュベート施設を持っていたりするのですが、この I T津梁パーク施設がなぜこの特別自由貿易地域でないといけないのか。その隣の一般分譲地もありますよね。なぜ、必ずここなのか。
- ○仲田秀光観光商工部長 まず、スケールです。県内各地に情報会社がありますが、まず集積させるという一つの固まりのある、ボリュームのある地域がここにあるということと、情報産業に来てもらうには施設が整備されたところに賃貸として入ってくる。先ほど言ったように、みずから建物を建ててということにはならないものですから、そうすると、これを安く提供しないと、実はこれは全国での勝負になっている。東京都は別ですが、東京都からどう地方に行くか、地方で福岡県、北海道札幌市、沖縄県で彼らに言わせれば、通信回線できているのでどこに行こうがいいと。そうすると、その中で人材や設置するハードがあるかということで、一つの大きなスケールとハードを安く提供できるかということで、ここに決めているということです。
- **○渡久地修委員** 今の説明だと、場所的にはそれは特別自由貿易地域でなくて もいいわけです。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 我々としては、スケールの大きさからいって、そこをまとまって入れられるのはここしかないと。
- **○渡久地修委員** それは制度としての特別自由貿易地域ではなく、まとまった 土地がある地域ということで理解していいですね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** まとまった地域で安くハードを建設して、提供できるものということです。

- ○渡久地修委員 特別自由貿易地域だから安くできるのですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 県有地で、県の対応としてできる。民間の施設を買ったら全然価格が違うということになります。
- ○渡久地修委員 私が聞きたいのは、なぜ特別自由貿易地域なのかと。これは沖縄振興計画で設置された特別な区域なんです。沖縄振興特別措置法で設置された区域、そこに設置されるものは、分譲、賃貸用地、対象業種は製造業、梱包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業がここに設置されるということになっているんです。ところが、なぜIT津梁パーク施設が突然出てきたのかと。結局売れないからでしょう。今、2%しか売れていない。それで方針転換したというのが本音のところじゃないでしょうか。分譲も含めて、売却済みの土地は2.1%だと思いますが。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 必ずしもそういうことではなく、そこは特別自由貿易地域の中でも都市機能用地として、周辺と一体となって立地できるという状況ですので、製造は製造でありますが、この地域はまた別の対応ができるということで全然問題ない。特別自由貿易地域としても進出できるということで進出しております。
- ○渡久地修委員 特別自由貿易地域というものは、いわゆる関税がかからないといった点で物すごく優遇されるということで、特別自由貿易地域というのは設定されるんです。皆さんの図で、外国から入ってきて加工して出して、ここに税金の優遇が生まれるから企業に来てくださいと一生懸命に宣伝してやっているじゃないですか。これがうまくいかないから、皆さんのパンフレットにもないIT津梁パーク施設を持ってきて、私はIT津梁パーク施設云々といってないですよ。なぜ、特別自由貿易地域ではないほかのところでもできないのか、ほかの場所でも可能性はないのかということです。
- ○仲田秀光観光商工部長 まとまったエリアが確保できないということです。
- **○渡久地修委員** 理由はまとまったエリアを確保とちゃんと言えばいい。私が言いたいのは、土地、まとまったエリアがあるだけですよねと。特別自由貿易地域でなければ、I T津梁パーク施設ができないということではないですよね

ということです。

- **〇仲田秀光観光商工部長** もちろん選択の1つです。現時点で見回した結果、 ここということです。
- **○渡久地修委員** そうおっしゃったように、要するに広い土地があるということなんです。特別自由貿易地域としての税制の優遇性を活用して立地するものではなく、皆さんが言うように別のところに大きな土地があれば、そこでもできるものであるわけだよね。そういったものであれば、例えば、この区域を特別自由貿易地域から外すとかは、今度の検討課題になるんですか。それとも必ず特別自由貿易地域ということでやっておくメリットがあるんですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 特別自由貿易地域の中でも対応できる都市機能区域 というところでやっているので、特別自由貿易地域を外すとか外さないものと は関係ないです。
- **○渡久地修委員** 皆さん方のパンフレットには、これは対象業種外なんですよね。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 要するに、製造業、輸出業をする業種ではないけれども、特別自由貿易地域の中にはそういう機能を持った区域もあるということなんです。
- ○勝目和夫産業雇用統括監 場所の件については、I T津梁パーク施設の構想計画、国及び県がやっておりますが、その中でも議論されまして、最終的に残りましたのは2カ所で、この2カ所については、条件が10ヘクタールを確保できるエリアということで、うるま市兼箇段の県の園芸試験場跡とI T津梁パークー施設でもともと港湾施設用地だったところに特別自由貿易地域がかぶったわけですから、もともと港湾法で指定された用途認定では、都市機能用地でそこに港湾の人たちが従事するという一住宅や学校というものを想定していたエリアがありまして、その上に特別自由貿易地域がかぶったということですので、両方の法律があると、港湾法と特別自由貿易地域の法律です。そして都市計画法というものがありますが、そういった法律の調整の中で結局こっちに決まったという経緯がございます。

- ○渡久地修委員 皆さんからもらった地図ですが、こっちとは直接には関係ないが、この特別自由貿易地域のためにといって、今、港湾のしゅんせつをやっていますよね。このしゅんせつをやった土砂が今の泡瀬埋立事業へいっているわけです。この辺も、土地の分譲も2.1%しか売れていない。そういう意味で、IT津梁パーク施設をわざわざ特別自由貿易地域に入れてきたという点で、そもそも共産党は最初からこれはおかしいとずっと批判的な見解をとってきたけれども、私はIT津梁パーク施設そのものに云々言っておりませんが、ここに持ってきたことに関しては、埋立事業そのものが果たして本当に正当な公共事業の投資だったのかどうなのかが問われているということが、今回のことでよくわかったということを指摘して終わります。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 前島明男委員。
- **○前島明男委員** 一、二点お聞きしたいのですが。施設の使用料に関してお聞きしたいのですが。資料の39ページにありますが、この事業用占有区画1平方メートル1月につき1200円、これを坪換算にすると幾らになりますか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 4000円弱ぐらいです。
- **○前島明男委員** この金額は何を基準に、何を参考にして金額をはじき出した のか教えていただきたい。
- ○仲田秀光観光商工部長 この施設の使用料は、近隣市町村の類似施設、沖縄市のテレワークセンターやモバイルワークプラザなどの情報関係の企業が入っているところがあります。そういったものを参考に、施設の運営に係る経費、企業の入居してもらうインセンティブといいますか、そういうものを考慮して1平方メートル当たり1200円ということで設定しております。
- ○前島明男委員 これは場所がうるま市になっていますね。あの近辺で坪当たり月4000円というと、私は県が企業に入りやすくするためにこういう金額を設定していると思うのですが、周辺と比較してみてもそんなに安くないのではないかと思うのですが、本当にIT企業を誘致する上で、その金額は皆さん方が納得いくような、入りやすいような金額に設定されているのか、その辺はどうお考えですか。

- **〇仲田秀光観光商工部長** 我々としては、この使用料で十分にやっていけるのではないかと思っており、うるま市の支援センター等がありますが、それよりは若干安目にしております。
- **○前島明男委員** 近年、土地の価格も下落していますね。あるいは、貸家でも結構値段が下がってきているんです。その中で、皆さん方が参考にしたテレワークセンターやモバイルワークプラザとおっしゃっておりましたが、そこが決めた時期と現在の時期を比べると、今土地の価格が下がっている中で、果たしてその金額が妥当な金額であるかどうか。あるいは企業が入りやすい、納得のいく値段になっているのかどうか。その辺が疑問に思うものですから、この金額は坪当たり4000円というのは、あの近辺では、公共機関が設定する金額にしてはちょっと高いと思うのですがいかがですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 場所は違いますが、情報関連企業が入る施設としては、北谷町美浜にも入っておりますが、そこよりは随分と安くなっておりますし、そんなに高いという想定ではやっておりません。十分これで入居が可能だと見ております。
- **〇前島明男委員** 情報産業振興課長、この金額はどうですか。私は企業にとっては安い金額ではない、入りやすい金額には設定されていないと思って質疑したのですが、いかがでしょうか。
- ○小嶺淳情報産業振興課長 類似の施設の平均もたまたま1平方メートル当たり1200円ということですが、実際に運用する経費の積み上げも実費をほとんどもらうくらいで、管理費などですが、いわゆる民間でいう賃料は、ほとんどゼロに近い設定です。
- **○前島明男委員** 私の考えと皆さんの考えが平行するようですので、これ以上質疑を続けませんが、やはり他の施設が設定した時期と、これから新しく設定する額との開きがあるように思うんです。バブル時代に設定した金額と今とは随分違うわけですし、皆さん方が参考にした施設がいつ運用を開始し、そういう金額を設定したのか私もよく知りませんが、皆さん方がこの金額で十分に企業が納得して入る、入りやすい金額ということで設定したのであれば、これ以上問いません。

- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
 玉城満委員。
- ○玉城満委員 例えば、コールセンターなどでよく話を聞くのですが、私は研修にかかわった経験があるものですから、大体勤める方は3カ月でやめる確率が沖縄県の場合は高いと。そして、ソフトウェアを開発するIT関係の会社は、よく沖縄県にどこかいいところないかと探しに来るときに、大体緑が多いとか、そういう心の洗濯ができるところにそういうものをつくっていくんですね。このIT津梁パーク施設にはIT関係の施設がたくさん並ぶと思いますが、これからのIT関係は保養施設とコミュニティーセンター、そういう人たちが心の洗濯ができるような施設も絶対に必要になってくる時代になると思うんですね。そのIT津梁パーク施設の制度で、そういう施設が同じ条件で可能なのかという部分をお聞かせ願いたいと思います。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 企業が入るビルーA棟などですが、ほかにも10数棟を計画しておりますが、それ以外にもエリアがあって、そこにはホテルやコンビニエンスストア、社会施設の供給、もちろん大きな駐車場などといったゆとりを持った環境という計画をしております。
- ○玉城満委員 特別に県として保養施設やコミュニティーセンター、公園などというエリアは、特別にその地域では考えていないということですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 行政としてセットするということではなく、その地域にそういう企業を誘致して立地してもらうということでの計画をしております。
- **○玉城満委員** ということは、IT関係と同じ条件でここに入ってくると理解 していいんですか。
- ○仲田秀光観光商工部長 その周辺施設については、みずからやってもらうということで、そこは分譲で購入して、立地してもらうと。IT企業が入るビルについては、今の安い賃料という想定でやります。その関連施設については、地域がこういったエリアであるということで、このエリアに、例えばホテル、研修施設で入ろうという形で性格とマッチすれば購入して進出してもらうと考

えております。

○勝目和夫産業雇用統括監 I T津梁パーク施設の構想の中では、その絵にございますようにテニスコートやフットサル場、実施主体などは決まっておりませんが、8000名が働く場所に地域のコミュニティーのような施設は必要だと考えて、構想の中には入れております。そのほかには、レストラン、コンビニエンスストアなどで、やはり8000名の人たちが快適にここで生活できるような環境も必要だということで、構想で盛り込んでいるところです。

- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 瑞慶覧功委員。
- ○瑞慶覧功委員 例えば、外資系の企業といったものも、入れるのですか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 外資系も入れます。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改 正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 続きまして、議案書の47ページ、乙第19号議案沖縄 県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説 明いたします。

この議案は、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定試験手数料額の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、技能検定試験実技手数料の額を、政令が定める標準額に合わせて改定するものであります。この条例は、平成21年4月1日から施行する予定であります。

以上が、乙第19号議案の概要であります。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑、答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

- **○上里直司委員** この職業訓練指導員の免許申請ということですが、直近の年度でいいですので、この申請をされた方、手数料を支払った方が何名県内にいらっしゃるのか、また技能検定試験を行う場所はどこなのかお聞かせください。
- 〇仲田秀光観光商工部長 技能検定の申請者が、平成20年度で1619名、参考までに合格者は877名ということです。試験は、那覇市と宮古地区、八重山地区です。試験の実施は、沖縄県職業能力開発協会が実施します。
- **〇上里直司委員** 県内でこの職業訓練指導員の免許を持っている方というのは、どれぐらいいるか把握されていますか。
- 〇比嘉徹雇用労政課長 この条例は、職業訓練指導員免許申請等となっておりますが、現在、条例を一部改正で行っているのは一この条例の中には、職業能力開発促進法に基づいてやっているのですが一技能検定試験の手数料、職業訓練免許手数料、職業訓練指導員の免許再交付手数料等が定められておりまして、今回改正するのは、あくまでも技能検定士ということで、技能士の受験の改正ということでお願いしている部分でありまして、先ほど観光商工部長から申し上げましたように技能士の申請者、いわゆる受験申込者が1619名、合格者が877名ということになっているわけです。
- **○上里直司委員** そうすると、技能士以外の検定試験というものがあると。技能士以外の検定に合格された方の指導員もいるということですよね。その数は把握されていますか。
- **〇比嘉徹雇用労政課長** 検定試験というものは、あくまでも技能士だけです。

職業訓練指導員というものは免許ということになっておりまして、検定試験とはちょっと違います。

今の上里委員の御質疑の中で、例えば、技能士検定で1級を持っている方が訓練指導員の免許を取ることができるというのはあるのですが、技能士の中には特級、1級、2級、3級といろいろとありまして、訓練指導員と直結するものではありません。先ほども申し上げましたが、技能検定というものは、労働者に有する技能を一定の基準によって検定して、これを公称するという国家検定試験の1つなんですね。技能労働者の社会的、経済的地位の向上を図るということを目的として、職業能力開発促進法に基づいて行われているものであります。あくまでも訓練指導員というものは、その中で1級を持っていれば指導員になれますよという形のもので、指導員免許とは全く違って、全国では130種類の技能検定の職種があるんですね。沖縄県では56種ぐらいですが、そういった形で先ほどいった指導員という概念とは別のものです。

- **○上里直司委員** そういう意味で、技能検定試験を受けた方が877名いて、1619名が申し込まれたということですね。その手数料というものは、だれの収入になるんですか。
- **〇比嘉徹雇用労政課長** この技能検定試験の実施につきましては、先ほど観光商工部長からも説明がありましたが、県の職業能力開発協会が実施いたします。 もちろん国、県の補助金もありますが、その収入についてはそこの協会の収入 ということで手数料収入になります。
- **○上里直司委員** 平成20年度で877名という数字は、例年の推移から見ると減 少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか、その辺のことをお聞かせください。
- **〇比嘉徹雇用労政課長** 過去の実績等から比べると、平成20年度の合格者数は 一番多いということです。
- **〇上里直司委員** 申請者数はどうなんですか。
- 〇比嘉徹雇用労政課長 年度によって申請者はまちまちですが、例えば平成15年度が1586名、平成16年度が1687名、平成17年度は1780名、平成18年度が1638名、平成19年度はちょっと下がりまして1330名ということで、大体この当たりで推移しているのかなと思っております。

○上里直司委員 この推移を見ると、ある一定の層、受ける層というものが限られているだろうという感じがします。もちろんその技能検定というのは、職業訓練指導員になるためではなく、そのほかの仕事に生かすために検定を受けられていると解釈できると思うのですが、この技能検定を受ける一番多い職種、仕事はどういうところですか。

〇比嘉徹雇用労政課長 年度によっても受験者数などいろいろと職種も違ったりするのですが、主に鉄筋や配管などが多いようです。

○上里直司委員 特に建設業等の事業者が検定試験を受けられているかと思うんですね。この業種で仕事をされている方、またその事業所などに行くと、ずらっと資格の賞状が並んでいるんですね。私はこれだけ本当に必要なのかという感じがしますし、公共事業が落ち込む中で、政令によって手数料の一部が改正されたということですが、800円という金額の増加ですが、これだけ受ける方がいるとそれだけの負担にもなるだろうと、会社にとってもですね。こういう申請の手数料なども本当に必要なのかという感じがしておりますが、一言申し上げて、そういう業界に対しての配慮が必要なんじゃないかということを申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。 次に、乙第27号議案土地の処分について審査を行います。 ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。 仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 続きまして、議案書の61ページ、乙第27号議案土地の処分についてについて、御説明申し上げます。

この議案は、中城湾港新港地区臨海部土地造成事業により造成された土地を 処分することについて、地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を 求めるものであります。

処分する土地の概要は、1.物件の所在地、うるま市字州崎14番1の一部、14番7の一部及び14番8の一部、2.処分予定面積は4万8700平方メートル、3.処分予定価格は13億29万円、以上が乙第27号議案の概要であります。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

- ○渡久地修委員 まず、確認のため皆さん方から事前に提出していただいた地図があるんですが、今回のものは1の4の1と14の7、14の8のそれぞれ1部、この地図でもらった黄色いものでIT津梁パーク用地というものが青い線で囲まれた区域の白いところは、処分は既に議決されているのか、あるいは今後なのか、そして青い線以外の特別自由貿易地域は、既に処分は決まったのか教えてください。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 青い部分の都市機能用地、I T津梁パーク施設の白い部分はこれからでございます。それから特別自由貿易地域全体の中では、賃貸工場などの利用のされ方で、トータルとして売れているものは、まったくの分譲は先ほど言った2.1%ですが、賃貸工場を設置してそこに賃貸しているという利用の仕方をされております。
- ○渡久地修委員 先ほど、特別自由貿易地域の土地の売却が2.1%という本当にわずかしか売れていないということですが、今回皆さん方の土地の処分の価格が1平方メートル当たり2万6700円ですよね。これが妥当かどうかという判断基準ですが、何を根拠にしているかという点で不動産鑑定などやっていると思いますが、いつ不動産鑑定をやって、その結果がそれぞれどうだったのか。そして、なぜこの額に決めたのかという点で、不動産鑑定を何社かやっていると思いますので、その結果とここに至った経緯について教えてください。
- ○仲田秀光観光商工部長 不動産鑑定を2社入れて、昨年の平成20年の12月1

日時点の評価ということで2万9350円と、造成単価を考慮して、造成単価です ので収支が合えばそれに近い額で設定しています。

- **○渡久地修委員** それぞれの鑑定の結果、2社それぞれ幾らなのか、今言った ものはどこのものなのか教えてください。
- **〇上原俊次企業立地推進課長** 確定評価を行った2社のそれぞれの単価ですが、1社は1平方メートル当たり2万8900円、もう1社が社2万9800円ということで2社平均が2万9350円ということです。
- **○渡久地修委員** その結果を受けて決めたということですが、先ほどのパンフレットを見ると、去年の4月に出されているんですが、これに既に2万6700円と書かれているんですが、これとの整合性はどうなるんですか。
- **○上原俊次企業立地推進課長** そのパンフレットに書かれている単価は、工業地の単価でございます。今回のIT津梁パーク施設関係は都市機能用地で、商業用地としての位置づけということでの単価ですので、再度鑑定評価を入れて、今回初めてですが単価を決定しました。そのときに、余り高すぎるとIT津梁パーク施設事業にも影響を与えるので、我々としては製造原価を下回らない一番安いラインで抑えて、政策的な価格を決定したということです。これが工業用地の単価とほぼ一緒ということでございます。
- ○渡久地修委員 完全に一致しているんですが、最初から2万6700円というものがありきだったのかと、鑑定はしたけれどどうだったのかと。これはパンフレットとしては、事前に出ている額に決まったということはきちんと説明責任を果たさないと、県としては先行して売った土地から後からきたところが高くなってはいけない、低くなってはいけないということでの何らかの理由づけはどうしても必要なんですよ。皆さん方が政策決定したからには、政策判断した理由を県民が納得できるような説明をしないと、ほぼ一致しましたでは納得しないですよ。
- **○上原俊次企業立地推進課長** 造成単価が1平方メートル当たり2万6697円ということで、それに3円足した数字が2万6700円ということで、製造単価を下回らないギリギリのきりのいい数字が2万6700円しかないということでございます。

- ○渡久地修委員 先ほど言ったように、このパンフレットには2万6700円というのが書いてあって、新たに12月1日に不動産鑑定をやったけれども結局同じ額になったという点で、もう少しわかりやすい説明を今後求められていると思うので、そこはきちんとやった方がいいと思います。それで、2万6700円が皆さん方の土地の造成費用や単価とかいろいろ言っていますが、これが先ほど観光商工部長が答弁した2.1%しか売れていないと、そしてここも今後全部売れるかどうか全体として採算がどうなのかという点では、とても不安が残りますよね。そうすると、県の新たな税金の投入というのも出てくるかもしれない。これに対して、平成16年の包括外部監査報告書で特別自由貿易地域の土地の処分計画、シミュレーションが指摘されていますよね。これが90%売れたとして、財源不足が24億円生まれると、50%売れたとしても財源不足は122億円ということで大きな負担なんです。50%で122億円だから、今2.1%なので相当の財源負担になるんです。だから、こういうことまで皆さん方は検討して今回の処分価格の決定になったのか、あるいは今後IT津梁パーク施設の今回の処分も含めて、包括外部監査の指摘も受けて今後どのような対策を取るんですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 今のIT津梁パーク施設の部分については、中核機能支援施設、それの中心とした情報産業の集積を図れば利便施設ということで、利便施設の提供なので一体となって売却できると見込んでおります。
- **○渡久地修委員** この黄色いところ、今回の予定地を買う企業は決まっている んでしょうか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 数カ所話はあります。
- **○渡久地修委員** 話があるというのは既に約束されていて、それで今回出した ということで理解していいんでしょうか。
- ○仲田秀光観光商工部長 そういう約束ではありません。
- **○渡久地修委員** 今回特別自由貿易地域、先ほどあったように2.1%しか土地の処分がされていないということで、県は一生懸命賃貸工場をつくっていろいろやって、そこには26社入っているが、そういう意味では、特別自由貿易地域が県がもくろんでいた達成率や目標にはほど遠いものになっているという認識

はお持ちでしょうか。

- **〇仲田秀光観光商工部長** どれだけ計画からおくれているかということは別にして、26社入ってきて26社の広がりでは済まなくて、企業の広がりがあってそこに原材料を供給する、人が雇用されるということで、我々は着実に成果は上がっていると。もちろん十分ではないので、もっと努力したいと思います。
- ○渡久地修委員 私は去年の6月からなんですが、以前の我が党の県議会議員団は特別自由貿易地域、あるいは埋め立てに関してはかなり大変ことになるということで指摘もしていたようですが、実際上はかなり目標にも遠いことになっています。しかし埋め立ては終わっているので、今後どのような見直しが求められているのか、どうしたほうが本当に県民のためになるかという点では、我々も今後もっとチェックをして、厳しくこの事業は見ながら批判すべきは批判し、提案すべきは提案し、反対すべきは反対して今後十分にチェックしたいと思います。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 上里直司委員。
- **○上里直司委員** I T津梁パーク施設の4.87へクタールの土地の用途が、完全 利便施設地区ということになっています。それで、商業サービス兼施設、会議 研修、宿泊兼施設等に区分されると。具体的に皆さん方が想定しているのはど ういうものなのか、これ全部当てはまるんですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 情報企業が進出してくるので、そこで職業等の場としての生活、それから I T津梁パーク施設に入っている企業の効果を高める施設ということで、物品の販売やホテルや研修施設などを考えております。
- **○上里直司委員** マンション等、住宅施設、住居関連施設というものも見込まれているんですか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 見込んでいます。
- **○上里直司委員** 聞くところによると、この地域の地盤がずいぶん軟弱でそう した施設をつくる場合に、耐震性も考えるとかなり公費がかさむという話を聞

いたことがあるんですが、実際どうなっていますか。

- **○上原俊次企業立地推進課長** この分譲地に、一般工業地も含めてたくさんの企業が立地しております。パイルは土地によって違いますが、20メートルから30メートルくらいパイルを打たなければならない地盤になっております。したがって、その分は通常のパイルを打たない地域に比べると、建築工事費は割高になるということでございます。
- **○上里直司委員** そうすると、とりわけ今まで工場がメーンだった地域ですから、住宅やホテルというところに、生活や滞在という形で長期間暮らすわけですから、そうした今までのパイルの打ち込みだけでは不十分な点が出てくるのではないかと。その辺については、この辺の地質に耐えられるような土壌なのでしょうか。
- **○上原俊次企業立地推進課長** パイルは軟弱地盤と呼ばれる地盤の二、三十メートル下に支持層がありますので、その支持層に打ち込めば問題ないということでございます。
- **○上里直司委員** 申し込みと思われる方が見えている、相談に来ている、または聞きに来ているということで、その点をきちんと説明しなければ、ただの土地ではないのでメリットがあるのかなあと、少し気がかりなところであります。それで、先ほど勝目産業雇用統括監から説明があった施設、皆さんからいただいた I T津梁パーク施設のパンフレットに基づいて質疑をしますが、先ほど玉城満委員から質疑があった公園や休息するような場所も、今回の分譲地に含まれているんでしょうか。
- **○上原俊次企業立地推進課長** 先ほどIT津梁パーク施設の構想の中にいろん な利便施設があるという答弁があったかと思いますが、ここの地域には公園と か可能ですが、まだ事業主体が決まらないということです。
- **○上里直司委員** 私が今公園なんじゃないかと聞いたのは、パンフレットを見て勝目産業雇用統括監も隣接にテニスコートや公園などとお答えになっているので、皆さんの画を見たら、中核機能支援施設のすぐわきにそういう公園を整備するようなイメージなので、今の時点で入っているんじゃないか聞いているんです。

- **○勝目和夫産業雇用統括監** 先ほど指定管理者制度の話もありましたが、指定管理者とは別に全体をマネジメントする管理運営団体、ここは全体をまとめていく面で、そういう団体が全国のソフトウェアパークを運営しているところもありまして、全国ではそういうところが付随するアメニティー施設などを管理しているところがあり、我々もそれは調査していて、今の時点では固まっていないんですが、必要だと思っておりますので、そういった運営をするところの設置とあわせながら、アメニティー施設も考えていきたいと思っております。
- **○上里直司委員** 今の答弁からすると、この分譲地というものは細切れに分譲する売却処分するのではなくて、一つの4.87へクタールを一括して分譲し処分するということで、さらに分譲を予定している管理者というものは、全国のIT津梁パーク施設のような類似施設を管理している団体になりそうだということなんでしょうか。
- **〇勝目和夫産業雇用統括監** 土地の処分は、一括かどうかは今の時点では言えないんですが、そういう土地利用の計画に基づいて計画的に進めていきたいと考えております。
- **○上里直司委員** 計画的とおっしゃっていますが、いつ実際に公募をかけ、また説明会を開く予定をしているんですか。
- **〇勝目和夫産業雇用統括監** 4月に入ったら早々に公募するよう準備してございます。
- **○上里直司委員** そうすると、皆さんが議案の説明をしている資料の中で、処分予定価格が入っているんですよ。先ほどの入居施設、従業員の皆さんにとってIT津梁パーク施設というところには、そういう安らぎや保養の施設が必要だという答弁だったと思うし、そういう認識なんです。そうすると、土地を購入する、運営する人からすれば、できるだけ収益を上げる物件にしたいと思うんですよ、安く買って高く収益を生み出すような。となると、その施設ができなくなるんじゃないかという危惧を抱いているんですね。こうした公募をかける際に、安らぎを与えるような環境、空間を設定した上での条件をつけた上で公募にかけるべきだと思うんですがどうでしょうか。

〇勝目和夫産業雇用統括官 まずは、具体的に必要な用地の公募をやり、公的な施設については地元市町村と調整しているところでございます。

○上里直司委員 そういう答弁が最初から聞ければいいんですが、この分譲地の中には、実際にうるま市と調整している箇所があるので、そういう意味で細切れになるかわからないという形の答弁だったんですが、いずれにしても、そういう施設はIT津梁パーク施設の価値でもあるし、ここに入居するメリットというか魅力なので、ぜひ入れていただいて事業を進めていただきたいと思います。そして、先ほど細切れかどうかというお話がありましたが、いずれにしても皆さんはイメージしていますので、統一的な町並みも含めて、細切れでやると逆に皆さんのイメージをしている、またはIT津梁パーク施設の魅力とならないような気がするので、皆さんそこは御検討されていると思うので、ぜひ成功するような分譲の土地の処分をお願いして終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なしと」呼ぶ者あり)

〇玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

午後 0 時 0 分 休憩 午後 1 時 27分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第186号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

仲田秀光観光商工部長。

〇仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針 を御説明申し上げます。 まず、お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。観光商工部関係は、継続陳情3件、新規陳情2件となっております。継続陳情3件のうち、2件につきましては、前議会にて説明した処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは修正のありました継続陳情1件について、御説明いたします。修正 のあった箇所は、見え消しと下線にて表示しております。

5ページをお開きください。

陳情平成20年第201号吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情について御説明いたします。処理方針等の下段のとおり、11月定例会閉会後に沖縄電力が中城湾沿岸漁協長会への説明会を実施し、当該開発に対する理解を求めたとのことでありますので、その旨修正しております。

続きまして、新規案件について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

陳情第54号沖縄県における雇用対策等に関する陳情、陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)会長仲村信正外1人、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

- 1. 県は、平成20年度補正予算において、雇用対策のために、国のふるさと 雇用再生特別交付金により沖縄県雇用再生特別事業基金、緊急雇用創出事業臨 時特例交付金により沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成し、同2基金 を活用して平成21年度から雇用対策事業を実施していきます。また、基金以外 に国庫補助事業等も活用して雇用対策を実施していきます。
- 2. 県では、沖縄県緊急総合経済対策連絡会議のもと、雇用対策の具体的な施策等に取り組むために、部局横断的な雇用対策チームを平成21年2月に設置し、同チームを中心に沖縄県雇用再生特別事業基金、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用促進や総合的な雇用対策等に取り組んでいます。

また、産業の振興と雇用の拡大を図るため、観光・リゾート産業の振興や企業の立地を促進するとともに、企業経営の高度化などの施策を推進しております。それらが展開されることにより、労働条件が改善されると考えております。

3. 県立職業能力開発校に関しては、再編整備計画を作成することとしており、同計画の中で、訓練科の見直し、指導員体制、施設・設備の整備等を検討し、能力開発校の機能強化を図る予定です。

また、平成21年度は、民間教育機関を活用した委託訓練についても質・量ともに拡充し、求職者の早期就職を支援してまいります。

8ページをお開きください。

陳情第55号緊急保証制度等の拡充で中小企業へのさらなる支援を求める陳

- 情、陳情者は沖縄県中小企業家同友会筆頭代表理事糸数久美子、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。
- 1. 県内の中小企業者の事業活動に必要な資金繰りの円滑化を図るとともに、経営安定に資することを目的とした県単融資事業の予算額は、平成20年度と比較して、全体として10億円増額する予定であります。そのうち、中小企業セーフティーネット資金は3億円から11億円に増額予定であります。原油・原材料高騰対策支援資金は、平成20年度当初予算額5億円と同額の予定であります。
- 2.これまで、県単融資の広報については、県のホームページ、地元新聞紙、 県の広報誌への掲載、リーフレットの作成、ラジオ・電光広告塔での広報、各 地域での説明会の開催、経済団体の依頼に応じての説明員の派遣等を行ってお りますが、さらに市町村、商工会・商工会議所、その他関係団体と連携を図り、 効果的な広報を推進してまいります。
- 3.融資の手続き等については、県制度金融研究会において、各金融機関等と意見交換を行い、円滑な実施が行われるよう連携を図っているところであります。特に緊急保証制度については、市町村担当者に対する説明会の実施や沖縄県信用保証協会への指導を行っており、引き続き、申込み・承認等の手続きが円滑に行われるよう連携を深めてまいります。
- 1.県は緊急保証制度について、沖縄総合事務局及び沖縄県信用保証協会と連携して説明会を実施するなど、広報を強化しております。業種については、国が中小企業信用保険法第2条第4項第5号で全国的に業況の悪化している業種として指定するものであり、全業種を適用することは、制度の趣旨から困難であると考えております。指定業種は随時積極的に見直しされており、業種の追加については必要に応じて、県から国に働きかけてまいります。国が平成19年10月に導入した責任共有制度(部分保証方式又は負担金方式)については、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、融資後においても中小企業者に対する適切な支援を行っていくための制度だと理解しております。導入に当たっては、創業関連保証、特別小口保証、小口零細企業保証などを責任共有制度の対象外として、小規模企業者等への配慮を行っております。

また、平成20年10月には金融庁から金融関係団体に対し責任共有制度を口実 として融資を拒否することがないよう要請が行われております。沖縄県として は、その推移を見守りたいと考えております。

5.個人保証を有限責任にすることについては、保証金額や保証期限に定めのない包括根保証を禁止する内容の民法改正法が平成17年4月から施行されているところから、法的対応はなされていると認識しております。また、沖縄県信

用保証協会においても、一部弁済による連帯保証債務免除取扱要領を平成20年 9月に制定し、保証人の資力に応じた一定金額の弁済により、残債務全額を免除することができるとして対応しているとのことであります。

6.金融検査マニュアルの改定については、平成20年11月に金融庁から、社団 法人全国地方銀行協会に対し通知され、改定金融検査マニュアルに基づき検査 していると聞いております。県経営金融課のホームページにおいても、改定に ついて掲載しているところでありますが、今後とも周知を図るとともに、状況 等を見守ってまいります。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡 潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか

仲宗根悟委員。

- **〇仲宗根悟委員** 6ページの陳情第54号なんですが、こちらは補正予算のときにも渡久地委員が質疑されていましたが、その後の動きや変化、雇用再生特別事業基金の市町村での取り組みや、どういった形で今動いているのかを御説明いただけますか。
- 〇比嘉徹雇用労政課長 雇用再生特別事業基金のほうですが、市町村から今上ってきているのは、現在市町村も当初予算に計上している市町村ということで、19市町村の32件ということで上がってきておりますが、当初予算に計上しておらず間に合わないなどで追加を希望している市町村等もございまして、早急に補正などで対応したいというのは届いております。
- **〇仲宗根悟委員** 今緊急雇用対策など、いろいろなメニューがきて、3月の会計年度ぎりぎり締める段階だということで、どうも市町村の動きが鈍いのかと思ったりするんです。そして、県のほうも急に74億円きて、面食らっているのかと、それから動きがあるのかと。ゆっくりゆっくり組み立てしながら進めて

いきたいと思うんですが、市町村のほうが混乱気味ではないかと思うんですが、 その辺いかがでしょうか。

- **○比嘉徹雇用労政課長** やはり少し時間がなくて、当初予算などで委員御指摘の部分も確かにあったと思うんですが、その後も市町村担当の説明会を持ったり文書で依頼をしたりして、そういう形の中で各市町村も早急に取り組んでいくということで今やっている状況です。
- **〇仲宗根悟委員** 本当に74億円という大きなお金ですから、使い勝手のいいように進めていっていただきたいと思っております。

あと1件は、8ページの中小企業の件なんですが、こちらのほうもいろいろ 支援があるようなんですが、実際に希望などが去年あたりからなかなか来ない というお話があったんですが、その辺のことは今の時点でどんなでしょうか。

- 〇仲田秀光観光商工部長 原油原材料については、需用にこたえきれないということで資金がすべて使われて、その後補正でセーフティーネット資金の予算を増額して対応しておりまして、それについては要望もたくさんあると。同じように、これも利用がなされているということで、したがって平成21年度についても原油原材料が高騰し資金も引き続き同額で融資すると。ただ、これについては、融資の状況については、金融機関と融資条件等を詰めながらやっていきます。セーフティーネット資金は、平成20年度の需要を踏まえて、予算を3億円から11億円ということで増額対応しているという状況でございます。
- **〇仲宗根悟委員** 一番気になるのが陳情要旨の6番目なんですが、貸し渋りの 防止対策などいろいろ見直していただきたいという、現場の皆さんは陳情の要 旨としてまた挙げられているわけなんですが、この件についてはいかがお考え でしょうか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** これについては、国のほうも資金額と保証額を拡大して対応しているところであり、金融検査マニュアルも融資の条件を緩和して中小企業の融資の需要にこたえるようにということでのマニュアルも改正しているので、その辺は貸し渋り等については少なくなる、ないしはなくなるのではないかと。我々としては、直接金融機関の個別案件に触れるというわけにはいきませんが、それぞれの商工会、沖縄県信用保証協会なり団体と連携をして、貸し渋り等がないような体制を整えていきたいと考えております。

〇仲宗根悟委員 実際に利用したいという企業の方々の声を聞くと、ハードルが高いのではないかというのが支配的なんです。今おっしゃるように、確かに最後のつてでその資金を活用したいという皆さんが、ぜひ活用できるような皆さんの指導、あり方、金融機関にもぜひそういったことが起こらないように努力、進言をしていただきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず新規の雇用問題、雇用対策についてお尋ねしたいと思います。まず皆さん方の資料の記の1の中のふるさと雇用再生特別交付金は、補正で基金の問題でもやりましたが、最初に観光商工部長の認識をお伺いしたいんですが、あの時期からさらに悪化して、今年度末に12万人から15万人の失業者が出ると、厚生労働省が算出したのもありますし、ある企業の予測では40万人という予測も出ているんです。そういう意味で雇用問題というものは、年度末に向けて急速に悪化するという、非常に私たちは危機意識を持っているんですが、そういう意味での県の全国的雇用情勢認識と沖縄県内での認識、沖縄県はまた本土の雇用情勢からさらに半年ぐらいおくれて波が押し寄せてくるという話もありますし、その辺の基本的な認識をお聞かせください。

〇仲田秀光観光商工部長 全国的な景気低迷を受けて、製造業等を中心に雇用がかなり厳しいということで、季節工や期限を定めての雇用というものが再雇用の更新がなくなるとか、そういった状況の中で、沖縄県からかなり出稼ぎが県外に出ているということで、それの県への影響がいつどういうふうに出てくるかというのを慎重に情報収集しながら、労働局と連携をとりながら情報収集をして、それの対応として補正で認めていただいた基金等の施策を十分に活用して、雇用の場の拡大、失業を最小限にしていきたいという対策をとっていきたいと思っております。

○渡久地修委員 とにかく雇用はかなり悪化していくという危機感をぜひ持って対処していただきたいんですが、この前補正でやったふるさと雇用再生特別交付金のときは、雇用見込み2000名で、あのとき聞きましたが県直轄もいろいろありましたよね。そして、県で考えているのが皆さんの部で2件で、農林水産部で何件かと非常に少ない。そして、私は特に2000名のうち1500名ぐらいは

福祉の分野やいろんなところでやるべきだと、メニューもありましたよね。福祉、医療などを中心にやるべきだという順序もあったので、その後補正からわずかの日にちしかたっていないといういい方もできるし、こういう緊急事態の中ではあれから2週間たって、こういう危機的な状況のもとでは、相当の対策、時間もあったということもできると思うんですが、進展ありましたかどうでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 補正のときの審議を受けて、委員御指摘の福祉保健部や文化環境部、私も雇用対策基金も承認されたということで、事業の仕組みを急ぐようにということで、今部局の担当同士で詰めているところで、まだ集計として上がっておりませんが、対応は急がしており、もちろん我が部も対応しながら全部局で対応を練っているところでございます。

○渡久地修委員 全国一失業率が高いと、そして一番今の不況の波をもろにかぶる沖縄県という点では、これでも成功させないといけない分野ですよね。そういう意味では対応が、さっき言ったようにどういう評価の仕方になるかわかりませんよ。まだこれだけの時間しかたっていないという評価になるのか、これだけたっているのにまだこの程度かという今の失業率の悪化からすると、対応が遅いんじゃないかと言われてもこれは仕方がないことだと思いますので、もっとスピードを持ってこれはぜひやっていただきたいと思います。そして、この陳情にある、これはこれだけではなくていろんな相談業務とかもありますよね。そして、今県がこれまでやったものは、国の補助のメニューをやっているけれども、私たちはこれも使って相談業務、特に最近ホームレス支援のための派遣村や相談者などが全国で全部開設されてきていますが、沖縄県でもぜひ検討してほしいと。補正のときも何度もやりましたが、その後こういったのも含めて皆さん方が検討しているものがあったら教えてください。特に、この相談業務についてはどうなったのか、ホームレス支援の生活支援についてどうなったのか。

〇比嘉徹雇用労政課長 予算特別委員会や、そういったところでも委員からの 御指摘もございまして、相談業務の充実というのは重々県としても必要性を認 識しているところでございますが、現在、就労や生活相談は、ハローワークで 失業者に対する総合的な対策を行っております。また、生活支援等においても、 県や市の福祉保健所等においても対応しているところでありまして、今月末、 来週になりますが、国と県が連携して職業相談、紹介業務などを行う地域共同 就職支援センターというものが北谷町に開設する予定となっております。そういった相談業務等の状況も見ながら、今委員御指摘のものについては対応していきたいと考えているところです。

○渡久地修委員 私は繰り返し要望しますが、特にホームレス、今派遣切りで 仕事も失って住居も失った人たちの生活支援と再就職への支援のための特別な 対策を行政がやらないと、国、県、市町村の自治体がやらないと大変なことに なりますので、これは何度も要望しているので、きょうも引き続きやってくだ さいと要望しておきます。

それと8ページの陳情第55号の1の中小企業セーフティーネット資金は、3億円から11億円に増額したということなんですが、これの平成20年度の額と実績と原油原材料が足りなくなって11月からふえたのはこれでしたか。補正で積んで、それでも申し込みが殺到して足りなくなったのは。そして、私たちは増額してほしいと要望したが、結局実現したのかしていないのかわかりませんが、これがここでは平成20年度当初予算額5億円と同額とありますが、去年は平成20年度は5億円からスタートして補正で増額して結果的には幾らになって、何件の申し込みがあったのか、この2つの実績を教えてください。

〇仲田秀光観光商工部長 後半のほうからいきますと、原油原材料、当初はゼロだったんです。9月に5億円で原油高騰対策支援資金ということで、補正で承認いただいてスタートしたんですが、なかなか利用がなかったと。そして、国の保証枠の拡大や、原油・原材料、原材料の部分で原油だけに限らず売り上げ等がかなり厳しいということで、原油・原材料ということで融資条件を広げ、保証料ゼロということで、12月に融資条件を変えて新しい資金としてスタートして、それが3日くらいで需要があったと。それについては、特に新たな対応ができなかったということで、まだ資金需要があるということで今度はセーフティーネット資金の枠を拡大して対応したということでございます。

〇比嘉清一経営金融課長 原油・原材料高騰対策支援資金については、1月末の実績で101件、25億3400万円でございます。しかしこれについては、銀行等からの情報によると、申し込みベースで見ますと、12月には先ほど観光商工部長が答弁したように、全部枠を使い切っているということです。中小企業セーフティーネットについては、1月末で43件、5億6200万円でございます。これについても、金融機関からの情報によると、当初の融資額は9億円から24億円に拡大して、その24億円も申し込みベースでいくと、ほぼ枠を使い切っている

状況であるという実績になっております。

○渡久地修委員 この中小企業をふやしていますが、借り手側からすると原油、原材料を借りたいわけですよね、保証料との関係で。保証料がゼロだからみんなここに殺到するわけですよ。そしてここをふやさないで中小企業をふやしているんですが、やっぱりここもふやして、皆さん意識的に中小企業セーフティーネットに持っていこうとしているように見えるんですが、これをふやさない理由は何なんでしょうか。私はぜひここをふやしてほしいと思うんですが。

〇仲田秀光観光商工部長 保証料がゼロという数字は、その分県が肩がわりしているので、財政的な枠組みや限界もあるということでございます。

○渡久地修委員 これは先ほどあったように、最初は借り手は少なかったが、そういう制度が変わって申し込みが殺到して、一気にパンクしたという事情もあるので、借り手側からするとこれをふやしてほしいというのがあるので、私はぜひこれをふやしてほしいと要望しておきます。最後に、今の保証の問題、9ページ、これが国の制度として変えられたんですよね、全面保証から。そういう意味では、これはやっぱり県としても国に前の全面保証制度に戻すように、県としてもそういう立場で要望してほしいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

〇仲田秀光観光商工部長 これは、国の大きな保証制度の中で銀行も同じように対応するということで、それぞれで責任を持ちながら融資を図っていこうという制度でございますので、もちろんそれに負担のあるような創業や小口零細は外しているので、それについては適切な運用が図られるよう、これからも沖縄県信用保証協会、金融機関と連携をとっていきたいと思っております。

○渡久地修委員 いわゆるこの部分保証制度になっているので、かなり中小企業にとっては借りにくいような厳しい審査になってしまうものもあるんです。 それと、これにもあるように、融資の申し込みがスムーズにできるように、各市町村あるいは県の担当窓口の設置、県や市町村でもできるようにというのが借り手側の要望でもあるので、この辺はきょうは聞きませんが、これまでも指摘してきたことなので、これは借り手側の立場に立って、特に今の大変な時期にやらないと中小企業を救うことにならないので、そこは強く要望しておきます。 **〇玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 継続なんですが、陳情平成20年第186号の沖縄県立職業能力 開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情です が、これは経過処理方針は前回と一緒ということなんですが、やはり今この不 況の中で職業訓練というのは重要性を大きく求められていると思うんですが、 そういった中で指導する立場にある講師が、そういった不安定では本当にちゃ んとした指導ができないのではないかと思います。そして、この陳情1から3 まであるんですが、雇いどめの問題、そして3番目の社会保障ですね。厚生年 金と健康保険に加入させるようにという要望があるんですが、これは本当に必 要最低限の要求ではないかと思うんです。なにか方針の中で、できないという 理由として勤務時間があるんですが、これはどうみても年金、保険に加入させ ないためにこれを設定したように受けとめられるんです。やはり、こういった 雇用の問題、大事な時期ですので、県はやはりそこに指導する立場の皆さんが 労働条件をもっと前向きに考えてあげるべきじゃないかと思うんです。そして、 この方針の中ではできないとか、困難とか、そういう言葉なんですが、どうす ればこれはできる可能性があるんですか。ただそれで片づけて、ああそうです かというわけにはいかない問題だと思うんです。

〇仲田秀光観光商工部長 我々としてはトータルとして、やっぱり通常の就労者の4分の3という基準があって、それに基づいて保険とかの対応をやっているので、今のところこれを適用というのは特に考えていないというのが現在でございます。

○瑞慶覧功委員 これは考えていないということなんですが、これを考えていただきたいというのを今質疑しているんですが、やっぱり県政を変えないといけないんですか。そうではないと思うんです。こんな矛盾するような設定というか基準は、ぜひ変えていくべきだと思います。場合によっては、参考人招致もして、この問題に関してはやっていければと思います。

〇玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 今の陳情平成20年第186号と新規で陳情第54号の3、職業能力開発校に関して一緒ですので質疑いたしますが、これまで予算特別委員会でも観光商工部長、平成21年度に向けての職業能力開発校の今の非常勤講師の改善については、余り真剣に考えている様子ではなかったんです。そこであえて取り上げますが、前回の11月議会でも浦添職業能力開発校については、正職員の比率が確か58%だったと思います。これは、ほかの九州各県と比較しても余りにも低すぎるという指摘をしたんですが、そこであの陳情についても継続してそのままおいているんですが、私は基本的にこれは改善されるべきだと思うんです。何も無理なことを言っている話ではなくて、ちゃんとした職業能力開発校が機能的に果たせるような形をつくらないといけないんだろうということなんです。これについて、もう一度答えてもらえますか。

○仲田秀光観光商工部長 職業能力開発校の訓練指導員の比率については、我々としては時代に合った産業に対応できるように、それから能力も十分に対応できるようにということで、非常勤職員の比率も確保しながらということで、その比率がどれだけ適当かという数字的なものは決めてないんですが、トータルとしては、定数の制約もあってその中で対応せざるを得ないということで、定数に満たない部分については、平成21年度も正職員を一人二人ふやして、正規の訓練指導員を増員しているところでございます。したがって、そういった科目の変遷などにも対応できるような体制を我々としては確保しながら、訓練のあり方を考えていきたいと思っております。

〇当銘勝雄委員 前回の委員会でもらった資料でも、これまでの指導員の退職した年齢が実に76歳もあれば70歳、75歳などあるんです。これまでずっとそういう形で続けているわけです。そして、今問題を出そうとしているのが総務部長の通知に基づいて、観光商工部が平成19年に設置規程をつくったんです。そもそもそこからが問題で、その設置規程では委嘱期間は1年以内とし2回に限り更新することができると、そして、2回を超えても更新する必要がある場合は人事課長と協議をするということで、こういう設置規程をつくってしまったんです。そこにそもそも私は問題があると思っているんです。問題はですね、非常勤講師というならば私はそれでいいと思います。しかし、職業能力開発校の指導員というものは、本当に非常勤講師でいいのかと。観光商工部長がさっき答弁しているように、私は一部はいいと思います。要するに、フレキシブルに職業能力開発校がいろんな社会情勢、社会ニーズに対応していくということではそれはいいです。一、二科目ぐらいはそういうのがあってもいいと思うん

ですが、例えば資料にありますように、浦添職業能力開発校の今の訓練科目が、自動車整備科、電気通信工業科、電気工事科、建設機械整備科、板金溶接科、設備システム科、エクステリア科、OA事務、ITビジネス科とありますが、ほとんど変わっていませんよ。これは、はっきりいって毎年変わるものではないです。変わらないんです。ときに変わるというものです。ですから、これこそフレキシブルというならばフレキシブルにならない。ですから、私はこの考え方そのものを変えるべきだと。そして80%、90%の正職員なら、あと10%はフレキシブルに時代の要求に応じて残しておかないといけないと、ではその分は非常勤職員で充てておきましょうということで私はいいと思うんです。しかし、今58%となると半分近くが非常勤職員だということで、本当に真剣に職業訓練ができますかというのが私は疑問なんですが、どうでしょうか。

- **〇仲田秀光観光商工部長** 我々としては、そういったトータルの定数も頭に置きながら、比率も対応していかなければいけないということで、与えられた範囲での対応をやって、能力のある有能な非常勤職員の手も借りながら、訓練指導に努めていきたいと考えております。
- **〇当銘勝雄委員** 陳情平成20年第186号の1ページの一番下の処理方針に、従来の協議による更新が認められませんでしたと書いてあるんですが、どういう協議をしてきたんですか。
- 〇仲田秀光観光商工部長 規程をつくる前までは、なかなか嘱託、非常勤講師を採用できないということで、その前の段にありますが、人事課長の協議ということで繰り返していましたが、そもそも規程そのものができていないということで、人事課の指導も受けて嘱託員の設置規程をつくったわけでございます。その規程に基づいて、1回、2回、3回の更新ということをやっていたということで、従来の協議というのは規程ができる前の協議、そういうことはなくなって規程による対応ということになったということでございます。
- **〇当銘勝雄委員** 今の正規職員58%というのは、いつから58%になったんですか。その前はどうなっているんですか。
- **〇仲田秀光観光商工部長** その直前というか、平成18年は52%でございました。 平成20年は58.5%ということです。

〇当銘勝雄委員 そうすると、観光商工部が設置規程をつくった。それからずっと変化なしと、要するにもう高めることができないということになるんですか。

〇仲田秀光観光商工部長 若干比率は上がっていますし、次年度も2名の採用 ということで、比率は少しは上がると思っております。

〇当銘勝雄委員 だからそこですよ。基本的に観光商工部のほうとして正規・非正規の枠組みをきちっと、総務部に対してこうしなければ職業訓練はできませんというぐらいの強い姿勢を示さない限りは、これはできないと思います。そこがまず第一なんですよ。そもそも50%前後でおいていたことこそが問題なんですよ。これはいくら何でも学校というものは、ただ科目だけを教えればいいというものではないですよ。職業指導の問題もあれば、生活指導、職業進路の指導の問題など大きく絡んでくるんですよ。こういうものを、非常勤職員になると完全にそこまで終わらなくてもいいでしょう、はっきりいって時給制でいくんだから。そんなにまで一生懸命にならなくてもいいはずです。ですから、そこをやらない限りは、この問題は解決しないと思います。ですから、これは私は何度でも取り上げますよ。そこで、新規の陳情第54号の3番目に職業能力開発校に関しては、再編整備計画を作成していると書いており、訓練科目の見直しもやると書いてありますが、今どういうふうにやるんですか。

〇比嘉徹雇用労政課長 陳情第54号の3番のほうは、今年度から始めていたんですが、独立行政法人雇用・能力開発機構の解体の部分等もあって、次年度まで引っ張っている部分もありますが、まず再編整備計画、いわゆる今後継続して必要となる科目などを総合的に勘案していかないと、なかなか指導員の数など総務当局との調整もつかないということで、まず再編整備計画をきちんとつくろうということで今取り組み始めているところでございます。そういう中で、今委員御指摘の指導員体制はどのぐらいが一番望ましいのかとか、そういう形も出てくるものと考えられます。

〇当銘勝雄委員 ここにも指導員体制をどうするか、施設設備をどうするか検討すると書いてありますよね。きちっと指導員体制についても、総務部長と検討して、総務部長はできるだけ安上がりのものしか考えませんから、本来のあるべき姿ではなくて、いかにすれば安上がりにするかとしか考えないので、いろんな問題がそうですよ。ですから、ぜひこれは観光商工部長の力を発揮して、

勝ち取っていただくように希望を申し上げて、質疑は終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 具志幸助委員。

○具志幸助委員 当銘委員に関連して、職業能力開発校の非常勤職員の問題についてお聞きしたいと思っておりますが、恒常的に定数職員の半分近く非常勤職員を採用して、おかしいんじゃないかという指摘だと思います。非常勤職員というものは、非常時の際に緊急的に足りない、物理的に足りない、あるいは能力的に足りない、技術・能力が常勤の職員では間に合わないというときには、臨時的に能力ある職員を採用して対応していくとか、あるいは臨時的にある時期に特別に受講者が多いなど、何らかの理由で通常の体制では間に合わないと、年間を通したら定数で間に合うが、たまたまこの時期に集中して足りないというときは非常勤職員で対応するというのが、私は非常勤の理由だと思うんです。恒常的に足りないのであれば、それはきちっと定数是正をしてきちっと体制を整えないと責任ある仕事ができないと思うんです。この辺のところがよくわからない。昔からそうなんだと。今当銘委員が絶対に許せないということですが、私はそこがよく解せないんです。この非常勤職員というものは、そもそもどういう理由で非常勤に臨時に採用しているんですか。これをまず説明してください。

〇仲田秀光観光商工部長 これは先ほども言ったように、常時科目の再編など、 その時代のニーズにあった科目がどんどん生まれたり、需要がなくなった科目 が出てくるというときのために、常に正規で抱えるわけにはいかないというと きに、非常勤の指導員として能力をもった人に来てもらって対応するというこ とで、最初から人が足りないということではないです。

○具志幸助委員 少し私はまだよくわからないけれども、そうすると職業訓練ですから、新しい分野の技術が新しく開発され導入されて、この分野についての能力を有する指導員がいないので、これを間に合わせて採用しなければいけない。しかし、これまであった技術は能力開発校としては必要ないという分野もある。だから、バランスとして定数はふやすことなくやっていくんですが、一方でこれまで技術員として固定的に採用している分野でもう必要なくなった人も、これは正職員ですから必要なくてもずっといるけれども、足りない部分は補充しないといけないから、結局なってくるとなるとおかしいでしょう。そ

れでは、正式に職員として採用されている部分で、もうこの技術はきょうの社会において職業訓練をする必要がない指導をやってきた人たちはどうするんですか。そして、新しくなってきた人たちを採用するというのが固定的につながっていくという、こういう理由なんですか。この2つについてよく理解できないです。

〇仲田秀光観光商工部長 ですから、ずっと今まであった科目がなくなって、その人が訓練の対応をできないと、訓練の場がなくなるということでは雇用をとめるというわけにはいかなくなるので、本採用としては。そういうふうになればですよ。ですから、そういう基本的な科目はあるので、基本的な訓練指導員の中枢的なところは本採用として採用して、既に能力がある方々を利用できる、活用するという分野の人はそこから非常勤職員として来てもらって、その能力を活用させてもらおうという形で、今対応しているところです。

○具志幸助委員 観光商工部長の立場に立って私がいい意味で理解すると、日進月歩、技術というものはどんどん技術革新で変わっていくので、これまで必要とした訓練分野がもう必要なくなることがある。しかし、どんどん新しい技術訓練をしなくてはいけない部分もある。これも採用しなくてはいけない。こういうことを考えると、定数はぎりぎり抑えておいて、こういうようにどんどん変わっていく技術、能力、開発に対応できる指導員を確保するためには職員の定数は可能な限り抑えて、非常勤職員で間に合わせていくというのが職業訓練学校の職員を確保する基本的な考え方だということなんですか。これまでは必要だったが、余り必要だとしないけれども、定数職員だからといって途中からもうあなたはいいですというわけにはいかないから、そういう事情があるから今当銘勝雄委員が言ったように定数をふやすべきじゃないかと。基本的にはこういうことだと思うんですが、定数をふやせないという事情はそういうところにあるという意味ですか。

○仲田秀光観光商工部長 トータルとしての定数もあるので、その定数を直せばいいと必ずしもトータルの県全体の定数の中で動いているので、こっちが定数を決められたらそれはまた別の事情もありますけれども。

〇具志幸助委員 全体の定数はありますよ。観光商工部長、この所管の部長としては、職業能力開発校では今定数が20何名かいるんです、非常勤職員が18名。 浦添職業能力開発校の定数、非常勤職員は何名ですか。

- 〇仲田秀光観光商工部長 浦添職業能力開発校は、定数が19名で非常勤職員が 15名です。
- ○具志幸助委員 だから、この19名が適正かどうかなんです。県庁の全体の定数の中に、浦添職業能力開発校の定数は19名というのが適正かどうかという議論を今やっているんですよ。定数があるからどうにもならないのではなくて、この定数が少なすぎるのかどうかということを、今恒常的に15名の非常勤職員、その近くいわゆる50%近くの非常勤職員を抱えるというのは、基本的に定数枠が狭すぎるのではないかと。だから担当の観光商工部長としては、これを要求すべきではないかと。だから要求したかと私は聞きたいんですが、私は一生懸命要求しているんですが全体の事情の中でもう少し我慢しなさいと、こういうことになっているが努力しますという立場なのか。あるいは、学校の経営運営上定数職員を多く抱えるわけにはいかないと。やっぱり非常勤職員で間に合わすべき、むしろ非常勤職員のほうが効果的な訓練ができると。だから、非常勤職員で高い日当で雇っているという立場なのか。この辺のことをきちっとしないと、我々はわかりにくいんだよ。枠があるからできませんというのは責任逃れだよ。あなたはどう思っているかというのを聞きたいんですよ。
- **〇仲田秀光観光商工部長** 定数はそれぞれの部局が要求して、結果的に我々も 努力してこういうことになっているということです。
- **○具志幸助委員** 私はそれを、あなたは観光商工部長として担当の責任者として、学校を運営していくためにこれで間に合うと、よしわかったと。本当は欲しいんですが、これで頑張りますといって認めているのか、やっぱり足りないと思って要求しているが今はこういうことですと、どちらなのかと今聞いているんです。
- 〇仲田秀光観光商工部長 今決まった定数において頑張ります。
- **○具志幸助委員** 陳情の趣旨は、今の質疑とは若干違いますが、陳情の趣旨は 定数職員に変えるという話ではなくて、非常勤職員にも社会保険を適用するよ うにやってくれとか、いわゆる任用の期間を1年しかやらないと、更新は2回 しかできないと、これを撤廃してくれという内容ですが、これはまた条例の話 で全体の中でどうなのかと。職業能力開発校だけ特例措置で対応すべきだと考

えるのかどうか。陳情はそういうことになっているから、少し今質疑の中身が 変わっていますが、私は根本的には、当銘委員が質疑しているところが一番の 大事なところだと思っているんです。恒常的に非常勤職員を50%近く抱えて、 そうすると非常勤職員の人たちは非常勤職員ではなくなる。なぜ私たちは非常 勤職員ではない正職員と同じように働いているのに、我々に社会保険を適用し ないんだと。我々は働いた分だけ時給でもらうんだと。同じことやってて何で 皆さんは月給をもらいボーナスももらうけれど、我々はもらわないんだという 議論が当然出てくるんです。だから、この辺のところをどうするかという根本 の問題があるということで、当銘委員の質疑に対して同じことを答えているん ですが、しかし観光商工部長は我慢していますと、19名で頑張りますと言って いるので、私は納得できないです。足りないというんだったら私は責任を持ち ませんよと、今この人たちは重大な問題が起きていますといって陳情に来てい るんですよ。職業能力開発校でも大変重要な問題が起きていますと、何とかし てくれと県議会に訴えているわけですよ。我々は、これは看過できないです。 だから真剣に定数の問題を、定数と非常勤職員のバランスを、非常勤職員のあ りよう、非常勤職員がどうあるべきか、定数職員と非常勤職員のどこがどう違 うのか、あるいは学校の特異性からして一般行政職とは違う、そこは規則をつ くるべきだと判断するのか、真剣に職員の皆様とも協議をしながら、観光商工 部内でもこの解決に努力してもらいたいと思っております。

〇玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 先ほどからの職業能力開発校のお話でありますが、基本的に 7ページの陳情第54号、新しく出た沖縄県における雇用対策等に関する陳情の 中で述べている再編整備計画、先ほども少し言及されていましたが、この再編整備計画はいつ作成することになるのか。そしてこれまで再編整備計画という ものは皆さんの課の中にあったのかどうか、そこをお聞かせいただけますか。

〇比嘉徽雇用労政課長 前に平成17年度に再編整備計画というものは一度やっておりますが、そのときはカリキュラムの編成という程度の整備計画だったということで、平成17年度、平成18年度、平成19年度ということでつくられております。今回ここで述べている再編整備計画というものは、将来を見据えた科目の編成も当然のことながら、今現在具志川・浦添職業能力開発両校あるんですが、そういったものの設備や施設などの老朽化なども含めて、総合的に勘案

する必要があるのではないかということで今のところ考えておりまして、プロジェクトチームをつくって検討していくということで、平成21年度に検討を進めると考えております。

○上里直司委員 続いてこの 7 ページに書いているとおり、平成21年度は民間教育機関を活用した委託訓練についても質、量ともに拡充し、求職者の早期就職を支援してまいりますと書いておりますが、具体的にこの事業というものは、平成21年度の予算の中にどういった事業として取り組まれているのか、この委託訓練によって求職者の早期就職と支援とあるんですが、この数なども想定されているのかどうかについてお聞かせください。

○比嘉徹雇用労政課長 平成21年度においては、国のほうも大幅に委託訓練などの増強を図っているところでございまして、それを受けて県としましても、今まで平成20年度で13コースの141名というものを、平成21年度においては29コースの580名ということで今計画を出しておりまして、委託訓練においてそういった増強を図っていきたいと考えております。

○上里直司委員 この陳情第54号にも、浦添職業能力開発校にも共通している 課題になるんですが、今の時代にとってどういうコースが求められているのか に対して、県はどういうふうにこたえているのかだと思います。それで、再編 整備計画も進められる、作成されるということであるんですが、現状によって ニーズの高いコース、または今はないけれどもあったほうがいいというような 要請のあるようなコースというものは、どういうコースなんでしょうか。

〇比嘉徹雇用労政課長 確かに、職業能力開発校における施設内訓練というのは、どうしても教室の数や体制においてなかなか変動は難しいんですが、委託訓練においては、今言ったように個室をふやすなどで対応できるということで、そこら辺を十分充実させていきたいと思っております。そういった中で国のほうが、今般そういう研究的な雇用情勢を勘案して、委託訓練の中身において、今まで3カ月コースだったものを6カ月コースをつくったり、介護分野、IT関連のソフトプログラミング分野などの充実強化を図っているんです。これを受けて、県としても先般、民間の訓練校などに呼びかけて、今訓練の充実を図っていくということで考えているところです。

○上里直司委員 続いて陳情平成20年第186号、先ほどから議論になっている

職業能力開発校における指導員のあり方ですが、そもそもこの方々は今非常勤 講師でありますが、資格を有していらっしゃると。先ほども質疑をしようと思 ったんですが、この資格というものは、どこまで皆さんは重要視されているの かについてお聞かせください。

○比嘉徹雇用労政課長 今御質疑の件については、県知事の指導員免許を持っているということを前提とするわけですが、ただ指導員免許というものは応募当時で免許を既に持っている方、例えば大学などで履修をしていて申請によって指導員免許を取れる方、また48時間講習などを受けて取れる方、それから技能士1級などの免許を取れば指導員免許も持てるというようにさまざまあるんですが、そういった方を今後訓練指導員としてやっていきたいと考えております。

○上里直司委員 この2ページの陳情の処理方針等の1の中段ぐらいで、平成22年度以降の採用はすべて公募によるものとなりますとありますが、前私が質疑をした中で、公募してもその仕事に合うような方が見つかるのかどうかというところで公募しなかった、または非常勤職員を継続雇用していたというふうな受けとめ方をしていたんですが、実際平成22年度に公募する予定の人数というのは何名ぐらいなんですか。そして、その方の職種というものは、現在、特に浦添職業能力開発校のほうで採用している非常勤講師と同じ資格なのか違う資格なのか、そのことについてお聞かせください。

〇比嘉徹雇用労政課長 浦添職業能力開発校の場合、今現在この間から3年間 ということで経過措置を置きまして、次年度で切れるという方が今8名予定と しております。ですから、公募する場合8名にかわる嘱託の指導員ということ になろうかと思います。科目数については5科目です。

○上里直司委員 同じような職種または技能経験を持っている方ということですが、規程がないということを仮定して規程を除いた形で見たときに、要するに優秀な指導員を採用するというのが職業能力開発校にとっての使命であり目的だと思うんです。その現状の非常勤職員にかわり得る優秀なという基準は、皆さんどこに有していらっしゃるのか。やめた方を補充するというような場合において、やっぱりその人より優秀な方であるということがなければならないと思っているんです。そこはどこなんでしょうか。経験なんでしょうか、それとも特殊な技術を持っているということなんでしょうか。

○比嘉徹雇用労政課長 もちろん科目によって、受けていなければならない大学の講義などもございますし、また実務経験が何年ということでの資格もあるので、そういった個別で判断することにはなると思いますが、やはりそういう資格を見て判断していくと。そして、やっぱり我々が求める嘱託の指導員の方というのは、本当にそういう能力を有している方に来ていただいて講義を持っていただくということを原則としているので、もちろん個人差、非常に優秀な方とかいろいろあると思いますが、まずはそういったもので判断するしかないと思います。

○上里直司委員 この非常勤講師の委嘱については、2回を限度に更新するとか、平成9年の総務部長の通知というようなところに基づいてそういう方針に至ったわけなんですが、そもそも公募する前提には、今の講師よりもいい講師を求めなければならないと。しかし、今の講師は陳情にも書いてあるとおり、訓練生の夏休み、冬休み、春休みにも指導に来られている、経験もある、そして、この職業能力開発校にも長年経験を有して指導しているというところがあって、今も非常勤講師が雇用継続されてきたはずなんですよ。それがなければ皆さんは採用していないと思うんです。もし新しい方がいらっしゃって、優秀な方が県内にはまだたくさんいるということであれば、皆さんはその時点で採用していたはずなんです。と考えると、県内のマーケットというか、人材が本当にいるのかどうか、それを無理して公募にかけるというのは、やっぱりここは無理があるのではないかと思うんです。だから、やっぱり今の人材をちゃんと評価する、それでその人に任せてもいいということであれば、この通知は通知としてでも、そこで判断をすることが必要ではないでしょうか。この辺観光商工部長どうでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 規程で1年の期限で2回まで更新ということで、新たな人がそれより優秀かどうかという個別の比較ではなくて、人材を広く活用するという意味での公募なので、まずは公募して資格を持っている、指導員としての資格もいろいろあって、当然それに対応する人間であれば適切な訓練はできると我々は見ているので、講師同士の比較ということではないです。

○上里直司委員 そうなると、さっきから規程があって平行線をたどっている んですが、視点を変えて今浦添職業能力開発校の話なんですが、私も予算特別 委員会でお話ししましたが、具志川職業能力開発校で採用している指導員の方 が免許を持っていないと。免許を持っていないけど採用したのは、採用している任期の間、つまり1年間の間で資格を取ることが見込まれるものだからということで採用していると。そして、その方がもう一度継続雇用されるような話を私は小耳に挟んだんです。前回の予算特別委員会で質疑をさせていただきましたが、それではこういう資格もないまたは資格はないが規程第4条第3項に準じて採用されていますが、そういう方が採用された年度において、資格を持てなかったということについて、皆さんの職業能力開発校の規程の中にはあるんですか。

〇比嘉徹雇用労政課長 確かに今委員御指摘のとおり、具志川職業能力開発校においてそういう事例があったということでいろいろ指摘もあり、こちらとしてもそれが別に大丈夫だということで望ましいものではないので、何とかしなければならないということも考えているところでございます。ただ先ほども申し上げたように、入校時点で資格は持っていなくても申請すれば取れる方、それから48時間講習を受けてできる方、さまざまな形があるので、そういうことでこの方もいろんな経験年数とか十分に有している方だったらしいんです。そういうことで、技能検定を受けて取れるという判断のもと採用したということなんです。つきましては、今言ったような形の結果になったものですから、こちらとしてもやはり平成21年度、次年度は優秀な指導員を獲得するためにも、指導員試験などの実施も検討を進めているところでして、指導員の適正化も図っていきたいと考えております。

○上里直司委員 長々と説明されていましたが、私が聞いたのは、採用する時点はそれでいいんです、法令等に書いてある事例で皆さんもそれに沿って採用されているので。私が問題としているのは、取れなかったという事実があった場合に、そういう方をもう一度採用するには新たな何か規定があるんですかと聞いたんです。適正じゃないと今認めたので、そういう規定がないわけですよね。

〇比嘉徹雇用労政課長 特にそういう規定というものではないんですが、やはり国のほうとも相談する中で、例えば、今回そういう資格というものが今まできちんとやっていなかった部分も含め、反省を含めて、きちんとしなければいけないということで、今回浦添職業能力開発校も具志川職業能力開発校もそういう形で調べ直しまして、やっぱりそういう資格というもので誤解があったケースがございました。ですから、その辺を是正するためにも、今言った試験を

実施するとか、資格取得をきちんと両校とも精密にチェックしていくということも含めて、平成21年度はやっていこうというところです。

- **○上里直司委員** いずれにしても、この陳情審査の中での質疑でも規程というものに基づいて、できるできないという判断をされているわけですから、やっぱりこの部分に関しても、規程に基づいてとか皆さんの基準に沿って適正にされなければ、今後の職業能力指導員のあり方も含めて大切な部分になってくるかと思いますので、ぜひそのことを検討していただいて、私の質疑を終わらせていただきます。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 座喜味一幸委員。
- **○座喜味-幸委員** 1つは、話を聞いていて非常に難しいと思っているんですが、もう少し大きく見て、この職業能力開発校で育った人たちは社会的に資格とかどの程度取って、どのくらいの就職をもって、職業能力開発校を受けた結果としてどのような実績ですか。
- 〇比嘉徹雇用労政課長 資格取得のデータは持ち合わせていないんですが、就職率で言いますと、具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校、両校合わせて、平成17年から言いますと73.2%、平成18年が86.9%、平成19年が83.7%となっております。資格関係ですが、法令に基づく資格などさまざまございまして、例えば電管施工科を出ると、第2種の電気工事免許や学科・実技試験が免除されるなど、それから、液化石油ガス整備士の免許が取得できるなど、自動車整備ですと、2級自動車整備士実技試験の免除、ガス溶接技能講習修了証の取得などいろいろございます。
- **○座喜味-幸委員** 非常に就職率もいいですし、結構いい結果を出していますよね。では端的にいうと、それなりの実業高校と職業能力開発校と典型的にこれだけは違うという何かありますか。これで、要するに指導体制、カリキュラムの組み方とか指導者の資格が逆に見えてくると思います。
- **〇比嘉徹雇用労政課長** 実業高校の中身というものがよくわからないんですが、端的に違うというものは、実技の時間が職業能力開発校の場合は実業高校に比べて相当多くて、いわゆる即戦力という意味では非常に優っているのかと

考えます。

○座喜味一幸委員 まさにそのとおりだと思って、そういう意味では非常に資格というよりも、社会に出ていってどれだけ即使えるかという意味での技術診断を非常に期待していると思っているわけで、訓練指導員も資格を持っているということよりも、例えば、10年前はほとんど学校の先生をしているよりは自分は現場にいるほうが忙しいよというような1級技能士とかそういうふうな評価を受けた人たちというのは、社会的に活動したほうが大分稼ぎもよかっただろうけれども、ひとつまた沖縄県のために花を咲かせてください、人を育ててくださいみたいな社会正義にほだされて、一時期は来ていたのかもしれないんですよ。それが長い間蓄積していくと、いろんな情勢が変わってくると、この職員の協力の思いや使っていた先生と学校側との妙ななれ合いみたいなものの蓄積がたまってきたような感じがするので、この際だから双方でしっかりと話し合いをしておかないと、本来我々の経済労働委員会に上がってくる以前に、もう少し県と現場が話し合いをしっかりしておかないといけない問題のような気がしているんですが、いかがででしょうか。

- **〇仲田秀光観光商工部長** 残りの8名とは十分に話し合いをしていきたいと思っております。
- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 前島明男委員。
- ○前島明男委員 仲田観光商工部長はあと 2 週間なので余り厳しく追求もしたくないけれども、残りの職員の皆さんよく聞いておいてくださいよ。これから私が厳しい質疑をするので、しっかりと心にとめておいてもらいたい。私は仲井眞知事の公約というか施策にそぐわないような、皆さん方の職業能力開発校のあり方、これは仲井眞知事の公約にそぐわない、これははっきりと私は言っておきます。私はそう思っています。今までの答弁を聞いていても、本当にやる気があるのかなと、元県の部長であられた当銘委員や具志委員、その他の質疑を聞いていてもまさしくそのとおりなんですよ。全く私もそれは同感なんです。ところが執行部の皆さんとの話を聞いていて、熱意がないことを私はまず指摘しておきます。

そこでまず質疑をするんですが、2ページの1の6行目の後半から当時の職業能力開発校校長と非常勤講師との団体交渉の中で確認されたものと認識して

おりますと。これは非常勤講師の皆さんの意見と全く正反対です。食い違っている。そういうことを書いてあるからには文書が残っているはずで、まずそういった根拠の文書を提出してください。皆さんがこう言っている以上は、ちゃんと取り交わされ文書があるはずですから、まずそれを出してください。

〇仲田秀光観光商工部長 これはそれぞれ個人の名前が入っているので、オープンにするわけにはいかないんですが、それぞれが押印をして。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が個人名の箇所を黒塗りした文書コピーを各委員へ配付)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。 前島明男委員。

〇前島明男委員 今手元に届きましたが、私はこれは信用しない。彼らはこれに反することを言っているわけだから、これは何らかの圧力があってこういうことになったのではないかと思って、私は彼らの本心だとは見ていない。そして、当時の職業能力開発校の校長はどなたですか。

〇仲田秀光観光商工部長 比嘉秀雄校長です。

○前島明男委員 当時の校長は比嘉秀雄校長だということなので、これはどういう形でやったのか確認もしたいし、参考人招致というような形で呼び出すかもしれない。それはそれとして、先ほども質疑がいろいろあったんですが、社会保険も適用しないような形で採用しているんですよね。私がいろいろ調べてみたら、彼らは最初に採用されたときにいい会社に勤めているんですよね。それをぜひ来てもらいたいということで、継続雇用しますからということで52歳、54歳、一番最高年齢は64歳、これは何年勤務したのかわからないけれども、十七、八年ぐらいずっと勤務してきているわけよね。だから最初の約束があるんですよ。ずっと雇用するから来てくださいということで、職業能力開発校が三拝九拝お願いしていい会社に勤めている技術者を採用して、今になってあと1カ年は雇用します、さらに更新はもう1回やりますと、そういう人たちは五、六十歳近くになって首を切られたら、観光商工部長だったらどうしますか。子

供は高校生、大学生がいるんだよ。生活を確保できなかったらこの人たちはど うしますか。ただでさえ解雇で厳しい社会環境の中で、行政側がこういうこと やっていいの。逆でしょう。こういう人たちをもっと大事にして、力を入れて 職業能力開発校生をしつかり教育してくれと。そして、私が話を聞くと、就職 の世話もしなくていいということまで学校側が言っているんだよ。そんなバカ な話がありますか。自分の生徒を一生懸命しっかり教育・指導して、いろいろ 学校側に話をしたら就職の世話なんかしなくていいということまで言っている んだよ。それが職業能力開発校の現状でしょう。そういうことがあっていいん ですか。自分がしっかり教育・指導した生徒は、いいところに就職させたいと いうのが指導員の大きな目的でもあるんじゃないの。あるいは希望というか、 そういうことを就職の世話もしなくていいと、そしてこの人たちは夏休み、春 休みも全然出なくていいということでしょう。そして、その期間中給与の支払 いもない、社会保険も雇用保険以外はない、それで一生懸命働けと皆さん言え るんですか。これが執行部の皆さん方の考えですか。冗談じゃないよ。雇用労 政課長がこんなことやっていいんですか。職業能力開発校の目的は何ですか。 立派な技術者を育成して社会に出すことが職業能力開発校の目的じゃないの。 これだったら使い捨てじゃないの。講師たちの話を聞いたら聞くも涙、語るも 涙だよ。私たちに言わせれば皆さん方の冷たい仕打ちだよ。担当部長はこの総 務部長と規則をつくったときにけんかをしてでも、こんな規則でどうするんだ と出るくらいのあれがないといけないんだよ。総務部長に押しきられてあんな 規則をつくって何だよ。職員ちゃんと聞いていてよ。皆さん方がやっているの 間違っているんだよ。正しいと思っているのか。皆さんがやっていることは、 相当私は腹を据えかねている。そこで、今後どう対応していくのか。こういう 人たちは非常に困っているわけだ。我々県議会にこういう陳情を要請するとい うことは、たまりかねてここに来ているんですよ。学校側と講師側で問題解決 ができないから、本当は、現場でこういうことをしっかりと対応しないといけ ない問題なんですよ。観光商工部長はあと2週間で終わりだから部長には聞き ません。産業雇用統括監の答弁を求めます。今後、この問題解決にどう当たっ ていくのか、真剣に取り組んで、こういう問題解決しないと大変なことになる よ。

〇勝目和夫産業雇用統括監 非常に難しい問題だと思いますが、今のスタッフが人事異動で変わらないうちに内部でいろいろ議論して、県内部、職業能力開発校、関係機関と話し合ってみたいと思います。

○前島明男委員 我が浦添職業能力開発校は、正規職員が58%、九州では正規職員が80%、90%のところもあるんですよ。これは低いんだよ。こういう子供たちを将来、夢のある子供たちを社会へ送り出す大事な校ですよ。非常勤講師というものは学校教育で例えてみると、お産の先生が2カ月、3カ月産休で休むからその間非常勤職員で賄いましょうとか、あるいは事故で先生が学校に来れないから非常勤で充てるとか、それが非常勤職員のあり方だと私は思います。皆さん方4割も非常勤職員に充てているんだろう、これが恒常化しているんだろう。これは安上がりのための何ものでもないよ。だから、正規職員は本来なら100%であるべきですよ。子供を社会に送るために、技術者を育成するために、それに近づくように努力できますか。

〇勝目和夫産業雇用統括監 観光商工部長はあえてコメントしなかったんですが、確かに福岡県のほうは80%前後の正規職員率ですが、九州全体でチェックすると、宮崎県などは10%とか熊本県は23%とか低いところもありまして、ここでうまく、どういうノウハウで経営されているかということを我々もっと勉強をして、当然通知の問題が適正かどうかも含めて議論したいと思います。

○前島明男委員 悪い例を言う必要はない、理想は100%だよ。10%、20%は最低だよ、そういうのを見る必要はないんだよ。上を見ていかに我々が県の職業能力開発校にいい訓練指導員を充てるかを考えてやってくださいよ。それで公募で来ないよ。一、二カ年で訓練指導員がポイされたら優秀な訓練指導員は来ますか。皆さんが公募、公募と言いますが、広く人材を求めるとか言っていたけれど、こんな簡単な考えで訓練指導員が集まりますか。公募でいい訓練指導員は来ませんよ。本当に資格を持った優秀な訓練指導員は来ませんよ。皆さんの考えは甘い。もう終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

〇玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第34号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての 議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 平成21年第3回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

それでは、議案書その3の71ページをごらんください。乙第34号議案県営土 地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更につい て、その概要を御説明いたします。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収については、去る11月議会で議決済みでありますが、そのうち、県営一般農道整備事業において、南城市からの要望により、新たに事業箇所を追加したことから、負担金の徴収が必要となったため、議決内容の一部を変更するものであります。追加した箇所は、南城市の東風平北部地区で、事業費が3235万円、そのうち徴収することとなる負担金は、323万5000円となっております。当該負担金の徴収は、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が本件の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外10件の審査を行います。

なお、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件については、委員会条例第

15条の規定に基づき、委員の除斥を行う必要があります。

このため、本陳情 2 件については、その他の陳情の審査が終了した後、一括 して審査を行うことといたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いい たします。

それでは陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情9件について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。今委員会に付託されております陳情案件は、継続7件、新規4件でございます。

それでは、陳情平成20年第135号及び同第143号を除く陳情9件について御説明いたします。

陳情平成20年第139号、同第158号及び同第198号の継続陳情3件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を 省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

継続案件の陳情平成20年第80号につきましては、その内容に一部変更が生じましたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

平成19年度において、計画路線周辺にノグチゲラの営巣木が確認されたことから、工事を一時休止し、環境調査を実施しました。その結果、環境省及び沖縄県のレッドデータブックに登載されている希少動植物が88種確認されました。このことから、環境保全措置について検討するため、林道建設環境調査検討委員会の開催、関係行政機関との調整を図るとともに、パブリックコメントを行いました。また、地元国頭村を含めた林業関係者と協議を行いました。このことを踏まえ、今後の林道建設の県の方針を取りまとめたところであります。その内容は、①5路線のうち、開発面積が小さく、環境への負荷が少ないこと、収穫適期の人工林が多い伊江原支線、伊江 I 号支線の2路線について、平成21年度から建設すること、②2路線の工事の施工に当たっては、環境モニタリング調査や環境保全措置の実証等を行い、貴重動植物の移植・移動等のマニュアルを整備すること、③楚洲仲尾線、伊楚支線及び奥山線については、2路線の

環境保全措置の成果等を踏まえ、環境保全に配慮しながら建設することとしております。

次に、陳情処理概要書の3ページをお開きください。

継続案件の陳情平成20年第84号につきましては、その内容に一部変更が生じましたので、時点修正を行っております。

次ページ(4ページ)のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

1.県は、平成20年12月に平成21年度を始期とする平成30年度までの沖縄北部地域森林計画を樹立しました。同計画における林道の整備計画は、21路線、38.5キロメートルの開設と、19カ所の改良計画となっております。そのうち、国頭村、大宜味村における林道の開設計画は、12路線、17.3キロメートルと、15カ所の改良計画となっております。林道整備については、沖縄北部地域森林計画や地元の要望を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら、進めていきたいと考えております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

17ページをお開きください。陳情番号第39号、陳情区分は新規、件名は県営林道5路線(奥山線、伊楚支線、楚洲仲尾線、伊江I号支線、伊江原支線)の建設中止を求める陳情、陳情者はNPO法人奥間川流域保護基金代表伊波義安であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

18ページをお開きください。

1、林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要と考えております。国頭村の県営林内の一部路線において、ノグチゲラの営巣木が確認されたことから、工事を一時休止し、環境調査を実施しました。その結果、129種の貴重野生動植物の生息が確認されました。このことから、環境保全措置について検討するため、林道建設環境調査検討委員会の開催、関係行政機関との調整を図るとともに、パブリックコメントを行いました。また、地元国頭村を含めた林業関係者と協議を行いました。このことを踏まえ、今後の林道建設の県の方針を取りまとめたところであります。その内容は、①5路線のうち、開発面積が小さく、環境への負荷が少ないこと、収穫適期の人工林が多い伊江原支線、伊江 I 号支線の2路線について、平成21年度から建設すること②2路線の工事の施工に当たっては、環境モニタリング調査や、環境保全措置の実証等を行い、貴重動植物の移植・移動等のマニュアルを整備すること、③楚洲仲尾線、伊楚支線及び奥山線につ

いては、2路線の環境保全措置の成果等を踏まえ、環境保全に配慮しながら建設することとしております。

- 2、林道の開設に当たっては、希少動物の移動阻害、ロードキルなどの影響が指摘されており、自然環境への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。
- 3、森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、 保健休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。

このため、県は、森林を水土保全林、森林と人との共生林及び資源の循環利用林に区分し、それぞれの機能に応じて、森林の整備・保全及び利活用を図ることとしております。このようなことから、森林の収穫伐採跡地については、造林や治山事業等により、森林の再生・保全を図り、森林の持つ多面的機能の確保・発揮に努めていきたいと考えております。

次に、21ページをお開きください。

陳情第45号、陳情区分は新規、件名は水産物流通総合センター整備にあたっての確認事項の厳守及び実施に関する陳情、陳情者は第一牧志公設市場組合長上原正敏であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項は、入居する仲買人の業務と、第一牧志公設市場の業務が競合しないようにすることなどについて、第一牧志公設市場組合と沖縄県漁業協同組合連合会が合意したものであります。

県では、この確認事項を踏まえ、関係者に対し、文書などで指導しております。今後とも、第一牧志公設市場及び水産物流通総合センターの業務がそれぞれ円滑に行えるよう指導していきたいと考えております。また、県では那覇港ウォーターフロント活性化に関連して、水産物流通総合センター整備及び周辺整備の計画はありません。なお、小売鮮魚業者の実態調査及び支援策の協議会開催については、関係部局と検討していきたいと考えております。

次に、23ページをお開きください。陳情第48号、陳情区分は新規、件名はヤンバルの森林・林業の活性化に関する陳情、陳情者は国頭村長宮城馨外2人であります。要旨につきましては、省略いたします。それでは、処理方針について御説明いたします。

ヤンバルの森林・林業の振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、各種施策を展開し、林業従事者の定住化と雇用の維持・増進及び地域振興の活性化に努めてきたところであります。

県としましては、今後ともヤンバルの森林・林業の振興を図るため、自然環境に配慮しながら、森林の保続・培養、地球温暖化防止等に資するための森林整備や林道整備、県産材の利用促進、特用林産物等の生産施設整備、流通体制

の確立など各種施策を積極的に推進するとともに、これらに要する必要な予算 の確保に努めてまいります。

つぎに、25ページをお開きください。

陳情第53号、陳情区分は新規、件名はヤンバルの森林・林業の活性化に関する陳情、陳情者は国頭村長宮城馨外2人であります。要旨につきましては、省略いたします。経過・処理方針については、陳情第48号と同様であります。以上でございます。

続きましてお手元に配付してあります資料、林道建設について森林緑地課長 のほうから説明させていただきます。

〇長間孝森林緑地課長 お手元に配付しました資料について御説明申し上げたいと思います。資料、林道建設についてお開きお願いしたいと思います。

1ページの国頭村における林道建設の一部着工について1番目の経緯等、2番目の県の方針については、現在農林水産部長のほうから説明がありましたので、省略させていただきます。

2ページのほうから説明させていただきます。 2ページの参考資料の路線別林道事業の概要でございます。①としまして事業の概要でございます。路線名奥山線は計画延長1350メートル、総事業費1億3600万円、全幅員3メートルでございます。それから、伊楚支線は計画延長1980メートル、総事業費1億4500万円、全幅員3メートルでございます。楚洲仲尾線は計画延長1465メートル、うち142メートルが実施済み、全幅員4メートルとなっております。伊江1号支線は計画延長550メートル、総事業費5400万円、全幅員3メートルでございます。伊江原支線は計画延長700メートル、総事業費6600万円、全幅員3メートルでございます。そのうち県としましては、先ほど農林水産部長のほうから説明があったとおり、伊江1号支線・伊江原支線の2路線について整備したいと考えております。

それから②のほうをお願いします。利用区域内の森林の現況でございます。 奥山線は利用区域面積45へクタールのうち人工林が18%に相当する8へクタールでございます。残りの30へクタールが天然林でございます。伊楚支線は、利用区域面積44へクタールのうち人工林が28へクタール、全体の64%でございます。楚洲仲尾線、利用区域47へクタールのうち34%に相当する16へクタールが人工林となっております。伊江 I 号支線、利用区域17へクタールのうち94%に相当する16へクタールが人工林でございます。伊江原支線、利用区域14へクタールのうち12へクタールが人工林でございます。天然林は3へクタールとなっております。パーセンテージで86%でございます。それから環境調査の結果で ございます。(1)として確認された希少種が調査の結果、各路線において沖縄県レッドデータブック及び環境省のレッドリストに登載された希少種が129種を確認されております。奥山線合計72種、伊楚支線合計90種、楚洲仲尾線合計88種、伊江 I 号支線合計73種、伊江原支線合計77種、トータルで129種となっております。これは各路線に重複して確認されているということで129種でございます。

それから3番目の環境保全措置でございますけれども、このように129種確認されましたが、確認された貴重種を林道建設から保全するため、次の保全措置を考えております。1番目に植物のほうですが貴重種の適地への移植、それから乾燥防止のための林縁部での防風・遮光ネットの設置、マントソデ群落の造成等、それから動物については区域外への希少動植物種の移動、進入防止柵の設置、それからビオトープの創出、鳥類等の繁殖期での工事中止、このような保全措置を考えております。それから移動経路の確保でございますが、沢部での橋梁、暗渠施設の設置、傾斜型側溝の設置も考えております。それから赤土対策でございますが、流出防止対策の徹底及び工事中の監視を行うことにしております。5番目のほうですが、工事中における環境監視をするため環境監視検討委員会の設置を考えております。

3ページをお願いします。外部委員会の意見の概要でございます。1番目に、 これは専門家による林道建設環境調査検討委員会の概要でございます。1番目 に事業実施に当たり、事業実施に伴う環境影響や保全措置の効果を把握するた めに、施工中及び工事後におけるモニタリングを調査を実施してほしい。2番 目、赤土流出防止対策について、しっかりとした対策を講じてもらいたい。3 点目、林道の開通により、採取・密猟等がふえることが懸念されるので対策を 講じてもらいたい。4点目、伊江川流域沖で建設する楚洲仲尾線、伊楚支線に ついて、事業の中止、路線移動、工法等を含め検討してほしい。以上の御意見 がございました。(2)パブリックコメントの概要でございます。1つ目に事 業区域の生態系を保全していくために、事業計画を白紙に戻すべきである。2 点目、当該事業地は貴重な生物が集中する場所である。県の環境影響評価条例 にのっとり手続を進めるべきである。3点目、林業は地域経済の重要な産業で ある。産業基盤としての林道は必要不可欠である。4点目、ヤンバルの森の生 態系を守るために、これ以上の林道建設には反対であるという御意見等がござ いました。それから林業関係の林道建設環境調査検討委員会の結果でございま す。一番目に森林林業については、地元住民がかかわっている。今後も林業を 継続的に実施する必要がある。そのため基盤である林道は不可欠である。あわ せて、県民の理解も得るために、自然環境の保全に配慮した森林整備も必要で

ある。2点目、今回、林道建設を5路線を同時に実施するのではなく、計画している環境保全措置の実効性を確認しながら実施するべきである。環境への負荷の影響の少ない路線から実施すべきであるというふうな御意見等がございました。それで、現場をごらんになっていない委員の方もいらっしゃると思いますので、現場の状況を写真で説明したいと思います。(以後、写真を見せながら説明)

これが伊江原支線の林況の変遷でございます。伊江原支線は、復帰前にリュ ウキュウマツが造林された地域でございます。これが昭和52年の航空写真でご ざいまして、これが県道75号線になっております。そしてこの一体、今回計画 している伊江原支線というのが青になっております。これは計画では現在、伊 江原支線のほうからやっておりますが、林道建設環境調査検討委員会の結果、 旧道を活用するということで県道70号線から路線を変更することにしておりま す。それから白っぽい部分が当時の収穫、伐採して造林したところでございま す。当時の収穫、伐採の方法は、皆伐して植林する場合は山に伐採した後に肥 入れを行ってリュウキュウマツの播種で植林しております。苗を植えるのでは なくて、種をまいております。そのようなことで、大体15から20ヘクタールあ るのではないかと思っております。復帰前に造林されたものです。これが平成 5年でございます、平成5年のところが現在計画の伊江原支線でございます。 この辺は完全に山に復元しておりまして、当時の造林の状況はわからないと。 そしてこれが奥2号の林道でございます。当時も植えたときも白っぽく、かな りの収穫、伐採道路が入っております。これが平成5年でございます。そして、 現在の状況が伊江原支線の林内の状況です。収穫、伐採予定地あたりではこの ように、これが当時植えたリュウキュウマツでございます。ただ、約50年の間 にイタジイや広葉樹のように生えておりまして、先ほど説明したとおり貴重種 等も77種確認されているということで、森林はかなり回復しております。それ から伊江I号支線の状況でございますが、この太いのが当時植えたリュウキュ ウマツでございます。同じように広葉樹も生えまして、貴重種を含むいろんな 森林になっているという状況でございます。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 私のほうは一般質問、予算特別委員会でそれぞれかなり質疑をしてきましたので、二、三点についてかいつまんでお聞きしたいと思います。今まさに世界的にも全国的にも、林道に関する環境との調和が非常にクローズアップされている時節かと思っています。そこで、予算特別委員会のほうでも質疑をさせていただきましたが、国頭村の林道率は全国と比較して9.6%にも達している、全国より2倍もあるんだという林道の数に関しても、予算特別委員会のほうでも必要な林道ですから工事をしたいんだと、そして林業振興のためにも工事をしたいんだというお話でしたが、その2倍も超えるような率で国頭村にこれからもずっと林道計画、それからつくっていくんだという考えは変わりはないんでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 国頭村については、やはり地域の産業として根づいておりまして、地域の雇用、そういった森林施業を維持していくためには必要な林道だということで、今回今までつくった林道の支線として、どうしても 伐採する必要があるということでの林道の予算の計上でございます。

〇仲宗根悟委員 私たちも見てきたら、沢のほうに相当な土の残土が処理されているということで、やはり山の中では残土の処理場所とも沢以外にはないんだと思っています。そしてこれからも伊江 I 号支線なんですが、中に入って見ますと相当な急進な下り坂になっているんですか、あそこに道をどうやってつくるのかと思って。幅ぐいも打たれているのでおおよその検討はつくんですが、あそこからも相当の土が出ると思うんですが、その土の残土処理場所として、やはり沢を使うのかということなんですがいかがですか。

○長間孝森林緑地課長 林道建設に当たって、基本的には切り土と盛り土のバランスをとるように設計を心がけております。ただ、急進な地形ではやはり残土が出るということは想定されております。そういう部分で、なるべく残土を少なくするような工法に取り組むとともに、残土が出た場合について上水がある沢などは極力避けて、沢の分断に影響がないようなくぼみや既存の残土処理を考えて対応したいと現在考えております。

○仲宗根悟委員 今見回したら相当なくぼみは沢筋だと思うんですが、これか

らも沢が痛みつけられるのかと思ったら非常に心が痛いんです。昔の旧道を見てたら本当に切り土と盛り土がしっかり行われているようなところに旧林道がつくられていると。しかし、現在は下のほうにつくられていて、相当切らないと道が開けないということなんです。そしておっしゃっていた伊江原支線に関しては旧道を使いながら、私たちは既設の道路から見させていただいたんですが、あそこも今度は上り坂の急進な坂になっているということなんです。そして、今森林緑地課長の説明では県道のほうからもってきて旧道を使いたいというお話なんですが、県道から確認していないので、急進という感覚がどんな状態なのかがよくわからなくて、その辺の説明をお願いできますか。

- ○長間孝森林緑地課長 委員もおっしゃるように、当初計画の路線でいくと入り口のほうはオープンカットになって、かなりの残土が出ることが想定されております。そういうことで、林道建設環境調査検討委員会の中の意見等もありまして、入り口の路線を県道70号線の旧道を使おうということを今考えております。旧道の入り口は、大体10%以下の勾配になっておりまして、十分活用できると考えております。また、今回計画する林道は全幅員3メートルでございますので、旧道がかなり活用されて、改変面積が縮減できるのかということを考えております。
- **〇仲宗根悟委員** その工事に当たって、貴重動植物のモニタリングがされているわけですが、この希少動植物の移植、移動等のマニュアル化が済んだというようなおっしゃり方をしているんですが、実際に移動や移植をされてきた経緯もあるんですか。
- **○長間孝森林緑地課長** これまで林道建設に当たって、希少種等の移植をやったことはございません。今回、環境調査を行いまして、これは希少種の場所も一応は特定されております。そういうことで、路線区域内一要するに改変面積に入る部分について専門家の委員の先生方の意見も聞きながら、移植場所等も専門家の意見を聞きながら対応していきたいと考えております。
- **〇仲宗根悟委員** 動物を移植、それから移動させるということが本当にできる のかと思うんですが、今答弁ではやるというようなおっしゃり方ですから、こ れは見守りたいと思います。

そしてもう一つ、最後におっしゃっていた2路線の松なんですが、私たちも見ていたら自然林が多くあるんです。そして利用できるのは松の実なのか後の

広葉樹や自然林の木はどうなってしまうんでしょうか。

- ○長間孝森林緑地課長 今回の予定では、一応はリュウキュウマツも含めて広 葉樹も活用したいと考えております。
- **〇仲宗根悟委員** 今皆伐のあり方やその方法についても提言した覚えがあるんですが、その皆伐に当たって沢筋の部分だけ残しながら刈り取るという方法は無理なんですか。
- ○長間孝森林緑地課長 伐採方法についても、やはりこれまで大面積で収穫していた過去の経緯もあります。今県としては小面積分散型の伐採方式を採用しておりまして、県の方針としては、なるべく一カ所当たり5へクタール以下、現在3.5へクタールが大体一カ所の面積でございますが、その伐採方法についても現在択伐方式はできないのか、例えば高性能の林業機械というものがありまして、これはスイングヤーダというものがございますが、要するに林道に重機を置きまして、1本ずつ抜き取り伐採するという機械も発達しております。ただこれの場合、森林資源研究センターと連携して試験を行っておりますが、現在の皆伐方式、要するにクレーンを使った収穫、架線集材した場合に比べて経費が非常に高いという課題がございまして、そういう経費の圧縮ができないのかどうかも含めて、環境負担の少ない収穫方法がないのかについても、森林資源研究センターと一緒になって取り組んでいきたいと考えております。
- **〇仲宗根悟委員** 今回の伊江 I 号支線、伊江原支線の開通、まず道路をつくって皆伐するわけですが、今までの従来の方法というものは変わらないと。そして研究はしていくけれども、変わらないということで理解してよろしいんでしょうか。
- ○長間孝森林緑地課長 収穫方法について、これは林道完成まで2年ないし3年かかると見ておりますが、この収穫、伐採することについて、今後利用する森林組合や地元の木材業者とも含めて、それから伐採に当たっている森林組合の作業班とも相談しながら、地元国頭村とも相談しながら、伐採方法についてはこれから検討することになると思います。
- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 瑞慶覧功委員。

〇瑞慶覧功委員 6月と9月の経済労働委員会でも多くの委員から林道につい て細かい質疑がありました。そして、今回問題となっているのは、通称ヤンバ ルといわれる地域ですが、県の7月28日付の資料にヤンバル地区とあるんです が、これはどこを指しているのか、そして北部地区というのはどこを指してい るのか。また沖縄の農林水産業という冊子がありますが、これの中での国頭村 森林組合と沖縄北部森林組合というものがあるんですが、沖縄北部森林組合は どこどこの自治体が加盟しているのか。そして国頭村森林組合、組合員348名、 準組合員が33名、沖縄北部森林組合が組合員76名、準組合員95名になっている んですが、事業総利益という部分で、人数の多い国頭村森林組合が1154万1000 円ですか、そして、沖縄北部森林組合が4671万円になっているんですが、4倍 近い差があるんです。組合員の多い国頭村森林組合のほうが総利益が少ない原 因は何か。そして、今回計画されている伊江原支線と伊江 I 号支線は国頭村に あるわけですが、この両支線も私の場合、現場を見てまいりました。そして伊 江原支線のほうですが、先ほど説明がありましたが、旧林道の痕跡があるわけ です。その旧林道跡に30センチメートル前後の松も自生しているんです。あれ は植えたものではないと思うんです。そして、これまでほとんど管理されてい る様子はないんです。およそ500メートル地点で車の残骸も残っていましたし、 そして、一番中点のところの排水溝の大きいホールもそのまま残骸として残っ ていました。この残骸は、伊江Ⅰ号支線のところにもありました。そういった ものというものは、ほとんど片づけられていないというか、使われていない状 況でこれまできたんじゃないかと見えます。今回の区域、先ほど影響するとこ ろ、伊江原支線のほうは20ヘクタールと言っていましたが、樹幹的に見たら上 からは松に多く見えるかもしれませんが、中で樹木として見たら松は半分もな いんじゃないかと。今回その理由として、人工林ということでおっしゃってい るんですが、例えば30センチメートル以上、適齢木となると大きさはどれぐら いの規模を指しているのかはちょっとあれですけれども、30センチメートル以 上の松というものは、伊江原支線のほうに何本あるんですか。また伊江 [号支 線のほうには何本あるんですか。

○長間孝森林緑地課長 まず通称ヤンバルというのは、以前は北部地域のことをヤンバルといっていたと県のほうは解釈しております。ただ、林業関係それから自然環境の話で通常ヤンバルと使われるのは、国頭村、大宜味村、東村この3村がヤンバルだといわれていると理解しております。それから森林組合の状況ですが、北部地域というと恩納村から北のほう、恩納村、金武町から北の

ほうを北部地域といっておりますが、北部地域は12市町村、そのうちの11市町 村で構成するのが沖縄北部森林組合でございます。それから、国頭村だけ単独 で国頭村森林組合となっております。北部地域に2つの森林組合があります。 それから、この2つの森林組合の収支状況でございますが、組合員数では国頭 村森林組合は正組合員、準組合員も含めて平成19年度は381名でございます。 沖縄北部森林組合は、正組合員、準組合員含めて171名でございます。数のほ うは国頭村森林組合のほうが多くなっております。それから事業の収支状況で ございますが、平成19年度の実績で、国頭村森林組合の取扱高は総事業収益が 約2億4400万円となっております。沖縄北部森林組合は、総事業収益が約3億 6300万円となっております。北部森林組合のほうが組合員は少ないんですが、 収益が大きいのはやはり11市町村が構成する森林組合であるということで、事 業の取扱高が多かったということになると思っております。それから、3点目 の伊江原支線と伊江1号支線の林内の状況ですが、確かにリュウキュウマツの 本数、我々も現地調査してまだ毎木調査をしていないので、本数については把 握しておりませんが、当時復帰前のことですので直まき造林をやったと聞いて おります。直接種をまいて、当時はやはり予算等も厳しい関係で、保育等もな かなかままならなかったのではないかと推定されます。そういう関係でござい ますが、本数等については収穫払い下げする場合に一応毎木調査を行いまして、 払い下げることにしておりますので、現在、その具体的な本数等については、 調査していないので把握しておりません。

○瑞慶覧功委員 これだけの工事をするのに、そういった調査をしていないというのはおかしいんじゃないかと思うんです。費用対効果の分析もされているものだと思ったんですが、林野庁あたりの公共事業の新規採用採択時の評価に関してチェックリストに基づいて評価し、その結果を速やかに公表するとあるんですが、そのチェックリストなどは出して初めて事業が認可されるのではないんですか。

○長間孝森林緑地課長 先ほど言葉が足りなかったかもしれませんが、本数として把握していないということでありまして材積は把握しております。ちなみに伊江 I 号支線における利用区域内の森林は14.27へクタール、そのうち人工林が11.76へクタール、天然林が2.5へクタールとなっております。総蓄積が2000トンで82立方メートル、うち人工林が1645立方メートル、天然林437立方メートルとなっております。主伐は1.6へクタールの428立方メートルを予定しております。それから、伊江 I 号支線における利用区域内の森林は16.78へク

タールのうち人工林16.47へクタール、天然林0.31へクタール、総蓄積が3433 立方メートル、うち人工林3336立方メートル、天然林97立方メートルとなっております。主伐につきましては、7へクタールで1261立方メートルを収穫する予定にしております。それから費用対効果の話でございますが、これは林野公共事業の事業評価実施の要領に基づいて実施しておりまして、一応1.0を超えて事業採択をしております。それから公表について、基本的には10億円以上の工事を公表としておりますが、情報等で必要な方には公開しておりますので、必要な方は申し出ていただきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員 伊江原支線は先ほどもありましたが、旧林道を少し修復すれ ば十分使えると思うんです。そして、伊江 I 号支線のほうは本当に崖というか、 入ってみて50メートルしか入れなかったんですが、余りにも勾配がきつすぎて、 こういうところに林道をつくるというのは、やはりそれだけの自然破壊をして しまうことを意味していると思うんです。そして県の方針ですが、環境の負荷 が少ないとして、今回この2線を挙げているんですが、さらに残りの3路線に ついても、2路線の環境保全措置の成果を踏まえ、環境保全に配慮しながら建 設すると言っているんですが、この伊江I号支線を見てもあんな状況の中で比 較的負荷が少ないと、そして残りの3路線というものはもっとひどいのかと。 理解できないんですけれども、6月、9月の議論まで本当にそこで生活してい る林業従事者の皆さんのこともあるので、やっぱり迷ったというか、すぐとめ るわけにもいかないんじゃないかという思いがしていたんですが、どう考えて も建設ありきでずっと進んできていると。そして希少種の129種の確認もされ ているわけですし、そして外部の検討委員会の意見の中には中止も含めてとい うような意見、また経済労働委員会での6月と9月の議論などが反映されてい ない、ずっとありきで来ているんですよ。だから、これは迷っている場合では ないと思って、今回少しこれは態度も決めざるを得ないなと思ったんです。そ して、きのうの知事の答弁、農林水産部長の答弁も、さっき仲宗根委員からも ありましたが、やはり皆伐でやるといっているし、何の工夫も歩み寄りもみら れない。やっぱり、これでは反対せざるを得ないというふうな気持ちになって いるんです。やはり、もっとこれまでの意見、声を真摯に耳を傾けて、従来の 本土や大陸と同じような林業のあり方では、絶対沖縄県では農家というのは育 たないと思いますし、沖縄県独自の林業振興を考えて皆さんは努力をしていた だきたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 やはり、今ヤンバルでは林業を施業としている人

たちが生活しておりまして、狭い地域でたくさんの人たちが生活しております。 その中で戦前・戦後を通して林業しております。その中で林道開発につきまし て、環境の問題が今非常に議論されておりまして、工事の仕方について森林緑 地課長からも詳しく説明があるんですが、今回工事をするに当たって、工事の 仕方について部内・庁内で委員会も開きます。そして、実際工事をしながらモ ニタリングして、マニュアルをつくっていこうということで、これまで例えば 赤土等流出防止条例や文化財保護条例とかにのっとって、その分では十分やっ てきておりますが、ただ今残土処理の問題などがありますが、やはりその辺も しっかり、例えば場所を確保して残土処理ができるほうに持っていくなど、そ れとしっかり移植についてもマニュアルもしっかりつくりながらやっていこう と思っておりますので、そういう意味では、ヤンバルが非常に貴重な動植物が いて、今は世界遺産への機運もあります。それと国定公園の話もございますが、 そうしますとやはり国定公園になりますと、地域に相当な制限がかかりますの で、地元で生活している人のことも考えなければいけないとしますと、区域を しっかり分けてやらなければいけないと考えておりますので、それも含めて林 道の開設に当たっては、しっかり今回は環境調査をもとに保全をしていきたい と考えておりますので、その辺をしっかり監視していただくことで結構でござ いますので、そういう形で今回は事業を進めていきたいと。これまでにはない 考え方だと私たちは思っておりますので、決して以前の工事の仕方ではないと いうことを申し上げたいと思いますので、その辺御理解いただきたいと思いま す。

〇玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか質疑させていただきます。まず陳情の新規の林道の問題と継続の林業・林道の問題に入る前に、1つだけ陳情第45号、お魚センターですか。これは前回採択した小売業者の下見、採択しましたよね。これが関連していると思うんですが、きょうはこの問題は深くはあれなんですが、今回陳情にあるように小売業者の立場に立って、ぜひ県はこの前採択したものも踏まえて、小売業者の立場に立って、ぜひほかのところの仲買とかの指導もちゃんとやって、陳情の採択の趣旨が生かされるように最大限やってほしい。そして、これも確認事項にあるように、前回の泊いゆまちをつくるときの立場で、小売業者の立場に立ってやっていただきたいと思うんですが、一言聞いてからほかの質疑に入りたいと思うんですけれども。

○護得久友子農林水産部長 牧志第一公設市場については那覇市の台所ということで、その中で水産物の小売りをしていただいているんです。その中には、観光客へのいろんな提供もありまして、地産地消という形での地域の消費ということで定着していると思うんですが、水産物流通総合センターとの申し合わせについては、双方の話し合いを私たちは今指導しておりますので、その申し合わせ事項がしっかり守られて、両方の経営がしっかりできるように指導しておりますので、今後もそういう形で話し合いをしっかりしていただくということと、申し合わせ事項については守っていただくことで、指導していきたいと考えております。

○渡久地修委員 前回の議会で採択した下見の件がありませんでしたが、下見 もぜひ県議会は全会一致で本会議でも採択されていますので、ぜひそういう方 向で県として指導力を発揮してやっていただきたいと要望して、陳情の林業と 林道について質疑したいと思います。

まず、農林水産部長に基本的な考えを聞いてからやりたいんですが、先ほど地元の要望と、何度も何度も地元の要望でと出てくるんですが、ずっと最近問題になっているのは、ヤンバルは国有林・県有林・村有林が大部分を占めていると思うんです。そういう意味では、県民全体の財産であるし、そしてここに投入される事業費というものは県民の税金ですから、県民全体の納得がいくものでなければならないと思います。もちろん、地元の要望もとっても大事です。しかし、県民全体が納得できるようなきちんとした皆さんは説明責任を果たして、県民全体が納得できるようなものでなければならない。だから、ずっと地元の要望、地元の要望それだけでは私はだめだと思うんです。だから、県民全体が納得できるような、そういう意味では、先ほど言った国有林、県有林、村有林、そして私有林の面積と比率を、これは森林緑地課長でもどなたでもいいので述べてください。そして、今言った基本的な考え方、県民全体が納得できるような事業でなければなりませんよというのはいかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 農林水産業全般そうですが、やはりいろんな補助 事業で事業を推進しておりますが、林業については、今渡久地委員からありま したように、地元の要望を踏まえて基本的なところは進めているところでござ いますけれども、県民の理解をどう得るかということでございますが、今議論 になっていますように、やはり地元では林業というのは一つの産業として実際 成り立っており、非常に重要な産業となっております。ひとつヤンバルの貴重 な動植物の保全を将来にも残すということで、私たちも重要だと非常に認識しておりますので、今後国定公園の議論もされておりますし、世界遺産のそういった選定の一地域にもなっているということでございますので、そういった面で、両方のしっかりした共存を考えていって、地域の人たちの生活も考えなくてはいけないと思います。その辺は今回クローズアップされておりますが、やはり環境の問題、自然保護の問題は、林業する中でもしっかりやっていく必要があると考えておりますので、今後そういう意味で、地域のしっかりした産業と自然保護をしっかりと将来にわたって継続していくためには、共生が必要だと思います。今後、そういった意味での補助金の使い方もあわせて、私たちはいろんな意見を踏まえて、今回工事に当たっても、伐採の仕方についてもいろいろ工夫の仕方はございますので、いろんな経費の問題もございますが、その辺もしっかり検討していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。比率については、森林緑地課長のほうからお願いします。

○長間孝森林緑地課長 北部三村の森林面積は、全体で2万7274へクタールでございます。このうち、民有林が1万9791へクタール、全体の73%になっております。国有林が7483へクタール、全体の27%となっております。このうち、民有林の所有形態別で見ますと、県有林が3698へクタール、19%、市町村有林9614へクタール、48%、それから私有林、要するにこれは個人用ですね、これが6479へクタール、33%となっております。

○渡久地修委員 このように、いわゆる県有林・村有林などの木を切って林業という話になっていますが、今全国的に公共事業について、国民・県民の目というのは非常に厳しくなっているというのは、皆さんもわかると思います。その厳しくなっているものの1つ、どういうところから見ているかというと、1つは自然環境保護の問題です。自然環境保護が、本当にやられているかという問題。そしてもう一つは、無駄な公共事業になっていないかどうかも問われていますよね。ずっといろんなところで工事中止なども出てきています。もう一つは、今もいろんな政治献金の問題なども出てきていますが、癒着の問題が公共工事とどうなのかというのも、いろんなところから公共事業に対する見方というのは出てきているんですよ。だから、私はこういったところで、私たち県議会としてはいろんな角度から、今度の林業問題、林道問題というものはチェックしなければならない。そして、私は最初から言っていますが、林業を全く否定していません。林道も否定していません。大いにこのヤンバルの人たちが生活できるようになるのは、どういうやり方があるのか。しかし、今のままで

いいとは私は思っていません。これは前から言っていますね。林道もこれ以上 必要なんですかという立場から、前から指摘しているんです。今まである林道 で、もう十分じゃないのという立場なんですよ。それで農林水産部長にお尋ね しますけれども、そういう立場で今陳情が林道建設反対という人とやっぱり必 要だという陳情が出ていますが、これは3月4日の琉球新報、農林水産部長も ごらんになったと思いますが、この県議会に対する陳情に琉球新報でこう書い ているんです。県議会議長への要請に護得久友子農林水産部長が姿を見せ、議 会の会派室回りは県森林緑地課の職員が案内した。林道整備の効果について、 野党の不信感が根強い中で、地元の意向を錦の御旗としたい県執行部の思惑が 明らかだったと。私たちこれを見て本当に目を疑いました。皆さん方は、こっ ちに議案を提案しますよね。しかし、審議するのは県議会、議員が回るのは通 常ありますからびっくりしないですよ。これは一方の当事者の陳情に、農林水 産部長が同席をしている。議会会派回りは森林緑地課の職員が案内したと書い てあるんですが、私はこれは記事の間違いかと思ったんですが、これは事実で すか。事実だったら、これは大変なことだと思うんですが、その辺の認識を聞 かせてください。

- ○護得久友子農林水産部長 県議会議長室まで同行したのは事実でございます。ただ私としては、三村長から仲井眞知事にも要請がございまして、もちろん予算については先ほどから説明していますとおり、地元の要望を受けて計上しておりますので、地元の関係もございますので、要望が来たときに私のほうにもお見えになっておりますので、その足でその時間の議長への要請については、私は村長それと議長への敬意を表してということで、私のほうでそのとき案内したということでございます。
- **○渡久地修委員** だから、それは適切だったんですか。そして、会派室回りは 森林緑地課の職員が案内したというのは事実ですか。
- **〇護得久友子農林水産部長** 村長を含めて部屋とか御存じないということで、 御案内は申し上げております。
- **○渡久地修委員** 県の執行部が、陳情者を連れて回るということは、議会の権能に対するあれね。提案するのは皆さん方ですからいいですよ。それはちょっと踏み込みすぎ、今私は軽い言葉で言っているんですよ。退職するからあれなんだけど、ちょっとこれやり過ぎだと思いませんか。こんなことがあっては、

県議会としては黙っていられないと思いますよ。だから、県議会議長から呼ばれて注意受けたんでしょう、どうですか。

〇護得久友子農林水産部長 その後そういうことがありまして、県議会議長のほうには御説明に伺っております。

○渡久地修委員 それで聞きますが、去年の11月議会で森林組合連合会の指定 管理者の問題が問題になったときに、私は包括外部監査を使って指摘しました よね。そして、今起こっている林業のものは、沖縄北部森林組合、国頭村森林 組合が加盟した沖縄県森林組合連合会というものをつくっているんですが、こ れは直接は林道工事には関係ないんですが、この監査の中で、今の農林水産部 長の態度が私は指摘されていると思うんですよ。この監査では、県のOBや関 係市町村のOB、常勤理事が県の退職者である点、そのほかにも非常勤理事に 県のOBや関係市町村のOB等が占めている点などを考慮すれば、極めて県や 市町村と密接な結びつきがあるということで、森林組合について監査は述べて いるんです。そして、一番最後の指摘で、県退職職員の受け皿となっていると いうことで、選定審査指導監督が甘くなるようなことがあってはならないとい うのが、平成18年度の指定管理者の監査ですが、森林組合に対してこういう指 摘をしているんですよ。だから、いわゆる県のOBなど天下り、そういった人 たちの受け皿になって甘くなっているんじゃないですかということが、ここで 指摘されているんです。それで沖縄北部森林組合、国頭村森林組合、あるいは 八重山森林組合、宮古森林組合がありますが、沖縄県森林組合連合会に現時点 で、県の退職者いわゆるOBはそれぞれ何名いるのか、わかるんだったら教え てもらえませんか。

○長間孝森林緑地課長 県の退職された方が、森林組合に行っている例がございます。沖縄県森林組合連合会、職員5名のうち1名が県を退職した方です。 それから、沖縄北部森林組合、職員4名のうち1名が県のOBでございます。 それから、宮古森林組合、職員5名のうち1名が県を退職された方です。3名の方が一応行っております。

○渡久地修委員 この包括外部監査で指摘されている市町村OBというのはわかりますか。

○長間孝森林緑地課長 現在、市町村からのOBはおりません。

- 〇渡久地修委員 平成18年度の包括外部監査でもこのように指摘されているの で、今回の皆さん方のこういう行動というものは、やっぱり疑いの目で見られ かねないようなあれだと思います。だから、私は本当に公共事業に対する見方 という厳しいときだけに、これは単なる敬意を表して案内しましたということ にはとどまらないんです。そこは、きちんと正していただきたいと思います。 それで、先ほどありました今度の伊江Ⅰ号支線、先ほど森林緑地課長の説明で、 伊江 I 号支線は人工林がほとんどだと言っていましたが、私は3月3日に見て きました。共産党県議団3名で調査をしてきました。そこでびっくりしたのは、 先ほど瑞慶覧委員からありましたが、何本の松の木がという質疑があったとき に、皆さん松を植林したのを収穫すると言っていますよね。そして30センチメ ートルのものが幾らあるかと聞いても答えられない。私は見てきたんですが、 こういうものも確かにありましたけれども、ほとんどが手のひらよりも小さい 松がかなり多いんです。そして、ほとんどが天然林化してもう松だけではなく てイタジイや天然木がいっぱい。これを見ると天然林がゼロになっている。そ うじゃないですよ、それは知っているでしょ。だから、これは松を収穫すると いうものではないんじゃないですか。ほとんどが天然林化している。私は現場 を見て、写真も撮ってある。どうでしょうか。
- ○長間孝森林緑地課長 これが伊江 I 号支線の計画図面ですが、これが伊江 I 号林道でございます。そして、入ってすぐ行くと沢があります。収穫予定地はこの沢を越えたところに、ここのほうでリュウキュウマツが植林されております。そして、予定地はこの沢を越えて反対側のところになります。その場所は、このようにリュウキュウマツがありまして、また天然林イタジイを含めそういうものも確かに生えております。そういう林況になっております。
- **○渡久地修委員** さっきの説明で、伊江 I 号支線は天然林ゼロというのは間違いですよね。
- **〇長間孝森林緑地課長** 分類上は人工林でございますが、要するに40年、50年 を経てかなり天然の広葉樹も生えてきているという林況でございます。
- **○渡久地修委員** さっきの説明でゼロになっているので、そこはちゃんと訂正 しないと。それで私は、550メートル建設する入り口も見てきたんですが、現 にそこに立派な林道があるわけよ。だから、私は皆伐することは今はやめたほ

うがいいよという立場なんですが、百歩譲って、皆さんがやるとしても今ある 林道を使えば十分できるんですよ。前はやっているのに、前はそこで切って皆 さん植えたんでしょう。前はやられているんですよ。それを何で新たにつくる んですかという疑問があるんです。それは、切るとしても今ある林道で十分で きますよと、新しい林道つくることは必要ないんじゃないですかということな んです。どうでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 伊江原支線について、確かに復帰前につくられた収穫 のための道がございます。ただこれは、非常に幅員も狭くてのり面の一部が崩壊したり路面が荒れたりということで、現在の状況では、なかなか木材の搬送 が厳しいと考えております。そういうことで、伐採した車が通行できる最低限 の面積の幅員 3 メートルの道路整備をしていきたいと考えております。

○渡久地修委員 私は、大宜味村の水源地の喜如嘉も見てきたんです。あれは大問題になって、途中で中止になりましたね。写真を撮ってきましたが皆伐ですよ。そして、切った木がこのように野積みされて、これは全部赤土防止でまた積まれている。切らなければ、赤土が出ないのに切った木で赤土防止という矛盾したことが行われているんですが、ここも古い林道を使ってやっていたんです。それから奥のチヌフク林道も最近皆伐やっていますね。ここも見て、私たちからしてみればショックという状況になっていたんですが、ここも古い林道を使ってやっているんです。そこから中に古い林道があって、そして森林緑地課長が言うような谷もあって、ワイヤーを使ってやっているんです。トラックなんか入らないですよ。だから、私はこれは賛成じゃないけれども、皆さん方の言い分を聞いたとしても、新しい林道の建設はやらなくてもできるよというのが現に現場で今やられているわけです。だから、これは毎年2億円幾らづつの予算、今までの林業土木化しているという皆さん方の予算のつけ方が、少しゆがんだ形であらわれていないかという懸念がしたんですが、どうでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 林道の整備について、これは復帰後沖縄振興開発計画に基づいて整備を進めてきました。そして、平成7年ごろが一番ピークで、年間約20億円程度整備しておりました。これは平成19年度、平成20年度は、約2億円まで落ちて、10分の1まで落ちております。これは、やはりだんだん整備も進みまして、必要最小限度のものを整備するということを考えておりまして、今後ともやはり緊急性が高くて、必要最小限の整備をやっていきたいと考えて

おります。

○渡久地修委員 とにかく、実際の伐採現場とかを見ても技術的にもやれるし、 これ以上の林道の建設はつくりすぎだと。今まである林道で十分じゃないかと 私は感じていますので、これは引き続き今後も取り上げていきたいと思います。 最後に自然を守る問題と、復帰後の林業振興のあり方をもっと皆が言っている ように転換する時期にきているんじゃないかと。だから、私たちはそこで働く 人たちの生活をどうするか、暮らしをどう守るかという点は十分考えないとい けない。その際に、私は補助金のあり方が非常にゆがんだやり方で、本当に皆 が納得できるような補助金の使い方に今こそ転換する時期にきていると思いま す。皆伐するものには補助金は出ない。しかし、そこに木を植林していくと補 助金が出る。そして、そこに肥料をまくと補助金が出る。下刈りやると補助金 が出るという、いわゆる木を切るのが目的ではなくて、植える場所を探して伐 採しているというのにどうしても見えるんです。植えた木が本当に向こうで育 てるかといったら、先ほどの30年経ったリュウキュウマツがこういう状況だっ たし、それからこれは伊江原林道と奥Ⅱ号の結節線ですか、5年前に植えたク ヌギがありました。写真を見てください。5年間で私の腰までも育っていない。 こういうものがずらっとあるんです。だから、皆さん方がこれまでエゴやクヌ ギを植えてもなかなか成功していないでしょう。だから、そういう意味では、 もっと林業そのものの補助金のあり方をきちんと考え直す必要があると思いま す。そして最後に聞きますが、皆さんも何度も言っていますが、自然環境への 影響を最小限に抑えると言っていますが、この意味がわからないんです。自然 環境への影響を最小限に抑えるとはどういう意味ですかと。皆さんの抑える影 響とは、山を真っ二つに切って、2メートルの道路を通ってきましたが、ずっ と断崖絶壁ですよ。あれが本当に自然環境を最小限に配慮した林道なのかと。 私は今度3回行きましたが、私たちが通ったら3回とも車一台とも会わない。 これは皆共通していますよ。だから、自然環境への影響を最小限に抑えるとい うのは、どういう意味なのか教えてください。

○長間孝森林緑地課長 確かに伊江原林道の入り口はそうですけれども、基本的に林道工事の土木工事ですが、切り取りののり面切りの場合、基盤が岩の場合、要するに石の場合は安定勾配の3分切りにしております。1メートル行って30センチメートル広げると、要するに3分勾配でやっておりまして、それから礫混じり土は、石が混じっている土は6分、それから完全に土の場合は8分というふうにして安定勾配で切っております。それから盛り土について、1割

5分の勾配で標準としてやっております。そういう考えで、基本的には改変する面積を極力少なくしたいという努力もやっております。そういうことで、沢を横断する場合は橋梁をつくったり暗渠をつくったり、それから側溝等についてはU字溝から改良型側溝に変えてやると。それから集水桝についても、小動物が落ちても登れるように傾斜形の集水桝にするとか、そういう環境負荷を少なくするように努力しているところでございます。

○渡久地修委員 とにかく山が断崖絶壁で切られて、切られるとどうやって切った材木をここに積むのかと。これさえできないような断崖絶壁をつくっておいて、どうやってヤンバルクイナがそこから移動できるんですか。移動できないですよ。完全に分断されるものが、自然への影響を最小限に抑えるとは、これは物すごい自然への打撃になると思う。だから、そういったものは改める時期にきているのではないかと思います。そして、先ほど冒頭で述べたように、私たちは林業も大いに振興しなければならないと思っています。ただ、今のようなこういう補助金のあり方でのやり方は、私はもっと別の方向へ転換して、本当に地元の人たちが喜んで沖縄県民全体でも喜んでいけるような、今こそ林業のあり方を皆が知恵を出してつくり出すべきときにきていると指摘して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 上里直司委員。

○上里直司委員 農林水産部森林緑地課から配付がありましたこの資料に基づいて質疑をさせていただきます。

まずこの1ページ目、国頭村における林道建設の一部着工についてということで5行目ぐらいから、このことから工事を一時中断し、平成19年10月から1年かけて野生動植物等の生息状況調査及び環境保全措置を内容とする環境調査を実施したとありますが、この環境調査の報告書というものは出ているんですか。その報告書の名前を教えてください。

- ○長間孝森林緑地課長 名称は、県営林道環境調査委託業務となっております。
- **〇上里直司委員** この調査の実施期間、そして調査会社を教えてください。
- ○長間孝森林緑地課長 調査期間は平成19年10月からの1年間でございまし

て、調査を実施した機関は県内のコンサルタントでございます。

- **○上里直司委員** 名前が出ているはずですから、その名前もちゃんと説明してください。
- **○長間孝森林緑地課長** 株式会社イーエーシーという会社でございます。株式 会社南西環境研究所、これは国頭村の環境調査を受託した会社と聞いておりま す。
- **○上里直司委員** そうすると、この調査は平成19年10月から1年間かけて2社によって事業を進められたと。それで調査の中身、中身というのはそこまで具体的というよりかは、どの箇所を調べたのか、県営林道すべてなのか、今計画にある5路線なのか、そのことについて御説明ください。
- ○長間孝森林緑地課長 株式会社イーエーシーというコンサルタントは、県営 林道予定箇所の5路線について調査しております。それから、株式会社南西環 境研究所は、国頭村への一路線について環境調査を実施したと聞いております。
- **○上里直司委員** それで、この調査を受けて沖縄県林道建設環境調査検討委員会を開催しておりますよね。私も、きのう慌てて議事録をいただきまして、そこにこの調査会社が書いてあったので、いったいこの調査会社は何なのかということを知りたくて今質疑したんです。そして議事録を見させていただいて、第3回まで林道建設環境調査検討委員会が終了しているんですが、この結果はどうなったんですか。この林道建設環境調査検討委員会の答申、または報告書というものは出ているんですか。
- ○長間孝森林緑地課長 林道建設環境調査検討委員会からの答申ということで、1月20日に答申されております。
- **○上里直司委員** 私はきのう、この私がさっき読み上げた部分、その後皆さんの書いているものは、この環境調査の結果をもとに、環境保全措置について指導、助言を得るために、専門家で構成する林道建設環境調査検討委員会を設置、開催するとともに、環境関係の行政機関との調整及びパブリックコメントを行ったとあるんです。そして答申については、私ここだけもらって答申の1ページもないんです。まず、林道建設環境調査検討委員会の委員の皆さんがまとま

ったんですか、それが1つ。そして、その答申というものは何なんですか、答 申の中身について教えてください。

〇長間孝森林緑地課長 これは、平成21年1月20日、沖縄県林道建設環境調査 検討委員会の委員長から知事あてに報告されております。その内容は、13項目 にわたっての保全措置についてまとめられております。

○上里直司委員 非常にこの議事録はたくさんあるんですよ。ちらちらと見ていたんですが、実はこの第3回というものは、平成20年12月25日に開かれております。これで、さっき私が質疑したのは、この林道建設環境調査検討委員会で議論がまとまったのかどうかというのを聞いたんです。そして、これを見る限りにおいて、まとまってはいないんです。各委員からいろんな意見が出されているということなんですが、事務局がこう言っているんですが、実際に知事への委員長のほうから報告というものをやってもらえればありがたいなと思っていますということです。しかし、もう一度確認しますが、委員長が出すということの内容について委員の中でまとまったんですか。これを答えてください。

〇長間孝森林緑地課長 第3回林道建設環境調査検討委員会のほうで、これは 委員長に報告書を作成して提出すると、委員会のほうで決定しております。

○上里直司委員 私が質疑しているのは、さまざまな意見があってまとまりがつかないというような議論の経過なんですよ。そして、委員長に報告をしていただくのがありがたいと思うというのは、皆さん方が誘導したというか皆さんがつくった路線なんです。そして、皆さんそう言うかもしれませんが、委員長の答申というものは、この12月25日の林道建設環境調査検討委員会で案すら出ていないんです。そして4回目のときに内容が出たかどうか、私は議事録ももらっていないので確認しようがないわけなんです。それは、委員長の答申というものは、その林道建設環境調査検討委員会できちっと委員の合意を得たものなのかどうか、そこをお答えください。

〇長間孝森林緑地課長 この答申については、委員長が各委員の了解も取って、 こういう答申をするという了解を取って報告されております。

○上里直司委員 だから、そこは1月20日の時点で、皆さんは答申を出すということで会議を開いたんですよね。

- **〇長間孝森林緑地課長** 基本的には会議は3回で終わっておりまして、その内容について持ち回り、それからメール内容等を調整して報告しますとされております。
- **○上里直司委員** ですから、これは林道建設環境調査検討委員会の議事録というものは公開するものだということを前提にしてつくられているわけです。それで、その議論の経過というものはたどれるわけなんです。2回目、3回目を見たところによっても、委員がそれぞれ林道に関しての工事の保全措置等々がやっぱり納得できないという意見を出しているわけなんですよ。そして、いきなり3回目から答申を出す間の議論がまったく見えないんです。持ち回りだとか、確かに皆さんメールとかでいろいろ連絡をしたいと思いますというんですが、私たちからすれば見えないわけなんです。それで、もしよろしければ、各委員がこれについて理解した、同意したということの資料があれば出してください。
- **〇長間孝森林緑地課長** これは委員長のほうと調整した上で対応したいと思っております。
- **○上里直司委員** それで私がきのうもらった資料、私が行ってすぐに対応していただいたんですが、私がさっき読み上げた中の環境関係の行政機関との調整を行ったとのことであります。それぞれ鉛筆書きで、環境省、教育庁文化課、文化環境部という形でそれぞれがメモした中で、パブリックコメントという資料もいただいているんですよ。これは、皆さんからいただいた資料のメモ書きというものは、それぞれの担当者、または課がこれについての意見を述べたということで理解してよろしいんでしょうか。
- ○長間孝森林緑地課長 そのとおりでございます。
- **○上里直司委員** それでは、平成21年度に実施する予算も計上している伊江原 支線について、文化環境部が出した全体事項について、これどういうことを文 化環境部が言っているんですか。
- **〇長間孝森林緑地課長** 文化環境部の全体的な意見としては、当該計画地の環境調査においては、国内希少野生動植物に指定されている固有種ノグチゲラや

ヤンバルクイナの営巣木や繁殖が確認され、県指定天然記念物に指定されている琉球列島固有種イボイモリやイシカワガエルノの繁殖地が確認されています。また、沖縄島固有のコバノミヤマノボタンやクニガミサンヅルが生育することが確認されています。この場所の林道計画によって、これらの貴重な動植物の生息・生育に与える影響は計り知れないものがあります。当該事業の中止も含めて、再度検討することをお願いします。以下、かなりの量の御意見等がありました。

○上里直司委員 かなりの量ですが、全体事項の中で文化環境部は同じ県知事ですよ。当該事業の計画中止も含めて再度検討することをお願いしますということを、この県営林道宇江原支線環境調査業務委託調査報告書について意見を述べているんです。だから、我々も先日から予算特別委員会、または一般質問で、例えば世界自然遺産登録への姿勢と林道建設に関して、立場が矛盾しているということなんです。これは、文化環境部がわざわざこれをつけたということは、我々にとってもどっちを信用すればいいのかということになりかねないと思うんです。それで、そのほかにもいろいろ書いてありますが、基本的な確認をしたいんですが、公開されているものなんですか。それとも皆さんのところで、こういう資料というものは見られるようになっているんですか。

○長間孝森林緑地課長 議事録が公開されておりまして、各部局からのものについては公開されておりません。

○上里直司委員 これだけの委員が、または関係者がこれは見守っているんです。一方の意見をふたにするというか、公開しないで皆さん方の論理で進めていくというそのあり方に、やっぱり私たちは納得がいかないというか、理解ができないということなんですよ。ぜひこういう意見も見てもらってください。私たちも林業に関して否定しているわけではなくて、林業の支援をいかにすべきかということを、私も予算特別委員会でも訴えました。そういうことからして、今こういうことが文化環境部から出されている事実を、やっぱり皆さんしっかり踏まえないといけないですよ。ぜひここを押さえてください。そして、もう一つ教育庁文化課から、この林道事業について全体的にどういう意見が出されているのか、また、環境省から全般的事項と、かいつまんでどういう意見を出しているのか、それぞれ資料がありますのでお答えください。

○長間孝森林緑地課長 まず教育庁文化課からでございますが、保全ゾーンを

設置する際には、保全の対象となっている動物・天然記念物の行動範囲、それ ぞれの環境の利用方法等を考慮して、その位置、面積を検討していただきたい。 それから、谷部は両生類にとって移動経路や繁殖場所として、極めて重要な環 境である。これらの動物に対しては、通常用いられている径の小さなヒューム 管より大型ボックスカルバートを使用することが好ましいことと思われる。ま た、谷を橋梁でつなぐなど、河川敷を保全する工法等もあわせて検討していた だきたいという意見。それから環境省のほうからは、環境保全措置の効果の評 価について、まず必要性のことでございますが、今回の調査結果等からいずれ の林道整備予定地においても、多数の希少な動植物が確認されており、絶滅の おそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物 種に指定されている種も含まれており、繁殖場所としても利用されている可能 性が示されております。このような生物多様性の観点から、重要と思われる地 域において林道整備による影響を判断するためには、地域においてどの程度の 公共性、公益性を有しているか示される必要があります。また、作業道、恒久 的な施設を整備することもあわせて評価すべきと考える等の意見がありまし た。

○上里直司委員 いろいろ意見が言われているんですよね、そして環境省も言っていると。中でも環境省の調査意見、これについての意見と林道建設環境調査検討委員会の委員の皆さんが出されている調査意見に共通していることを1つ申し上げると、動植物・動物との調査時期が限られており、開花時期でない等により確認されていない種が存在すると考えられていると。調査時期が限られていて、実際正確なデータとして根拠を示すのは難しいというような調査に対する疑義が示されているわけなんです。そしてもう一つ、降雨量の結果なんかは、期間を2日しか定めていないと。実際にどうだったのかということについても、明らかになっていないというような意見が出されているわけなんです。実際に皆さん方がこういう意見を受けて、調査時期は妥当だったのか、もう少し時期を長くとってみて調査をしなければならないかという意見を私は持っているんですが、皆さんどうお考えですか。

○長間孝森林緑地課長 環境調査については、1年間を通して実施しました。 ただその年、平成19年ですが、集中豪雨のような大きな雨が調査地において降 っていないという事情があって、最大洪水量の水の濁りの場合とかこういうも のが不十分だったという事実がありました。そういうことも踏まえて、今度環 境モニタリング調査を、そのときにそういう追跡調査もしながら、監視もしな がら、水質の濁りの問題、SS濃度の問題等も同時に並行してモニタリングしながら工事を進めたいと考えております。

- **○上里直司委員** 少し違った視点で私は質疑しますが、皆さんの開設した林道、 これから開設する林道というものは長期間にわたって林業振興に貢献する役割 を担っているということでよろしいでしょうか。
- ○長間孝森林緑地課長 基本的にはそう考えております。
- **○上里直司委員** それは貴重な動植物や自然にとっても同じなんですよ。この 1 本の林道を開設することによって生態系は壊れるし、ここに生息できなくな る動植物もいるわけなんです。それを1年足らずの期間をもって、皆さんは林 業振興という観点から事業を進めようとするから、それは1年でいいだろうと いうことなんですが、この林道建設環境調査検討委員会の皆さん方は、それぞ れ動植物または両生類の研究、専門家の方が委員にはいられていらしゃいます けれども、いずれもデータとしてはその根拠が不足していると言うんです。改めて、これは長期間にわたっての調査が私は必要だと思っています。その長期間にわたっての調査というものは、実施する予定はありますか。
- **○長間孝森林緑地課長** 現在考えているのも、環境監視調査を来年度から事業 と同時に始めまして、その施工中・施工後がどうなっていくのかも検証しなが らやっていこうと考えております。
- **○上里直司委員** この質疑は、予算特別委員会でも出ていました。そして私も聞きながら、そのとおりだ皆さんも自然保護にようやく重い腰を上げたのだなと、その側面を評価するところもあるんです。しかし、皆さんがやるモニタリング調査、これに書いているんですが、モニタリング調査、環境保全措置の実証、貴重動植物の移植移動マニュアルというものは、皆さんの森林緑地課で整備している条例または森林法、森林計画のどこにこういう形で盛り込まれていますか。私が非常に問題だと思うのは、平成20年の12月にこういう調査、林道建設環境調査検討委員会を立ち上げているにもかかわらず、こっそりというか沖縄北部地域森林計画を変えているんですよ。本来そういうところに盛り込むべき課題だったんじゃないんですか。お答えください。
- ○長間孝森林緑地課長 実は沖縄北部地域森林計画をこっそりということでは

なくて、地域森林計画というものは10年を一期として5年ごとに策定することにしております。それで、平成20年は沖縄北部地域森林計画の樹立の年となっておりました。これについては、策定作業は平成20年4月から始まっておりまして、策定に当たっては市町村長の意見、関係機関の意見、森林審議会の答申、それからこれは県の公報でも30日間の閲覧期間を設けておりまして、県民一般からの意見も公募しております。それから県のホームページ、県の行政情報センターにも全部計画区間も提示して、県民からの意見も募集しました。そういうふうにして、12月に森林審議会を開催して、1月に農林水産大臣と協議して、今年の4月1日から施行という段取りになっております。

○上里直司委員 私が聞いているのは、最初に前段階があったんですよ。環境 モニタリング調査、環境保全措置の実証、貴重動植物の移植移動マニュアルの 整備というものは、予算化もしているわけですよ。何かの根拠に基づいてやっ ているはずだと思うんです。それが何なのかということです。実際これが出て きた後に、ではどうするのかというのを整備されているんですか。

○長間孝森林緑地課長 今回、環境調査をするというのは、モニタリング調査、環境保全措置の検証等を行うものは、基本的には林道建設環境調査検討委員会の中でも、そういうのを継続してモニタリング調査を実施してもらいたいという御意見もございましたが、今度策定した沖縄北部地域森林計画の中で基本方針をうたっておりますのでちょっと読み上げます。これは、計画編成の基本方針ということですが、森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息、生育していることから、それを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが重要であり、そのような施業を通して、多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることを十分有することとすると。そのため、長期的な視点に立ち、適正な森林の整備・保全が図れるよう取り組むというふうな基本方針をもとに策定しております。

○上里直司委員 最後にしときますが、皆さんパブリックコメントとおっしゃっていました。パブリックコメントというものを見せていただきました。この間たくさんの方から意見を寄せていただきましたが、このパブリックコメントは、県が実際いろんな県民意見を募集する際に、要綱というものがあると思うんですね。パブリックコメント県民意見募集に基づいて、パブリックコメントにはある程度どのような形で処理をしていくのかと。処理方針や一つ一つのコメントに、口を挟むとかそういう手続があるはずなんですが、それにのっとっ

てこういうパブリックコメントというものは行われたのか。またパブリックコメントを受けて、これが結局どの事業に生かされたものなのか。今言った森林 計画にパブリックコメントを反映させたということなんですか。

○長間孝森林緑地課長 パブリックコメントについては、要領・要綱等に基づくものではなくて、県のホームページを通して環境調査をしたので、御意見がある方はいただきたいと。様式・要領等もまとめて指定はしておりません。それから、そのコメントについては、今度、林道建設の5路線の取り扱いについて反映させるという考えで、森林計画ともこれは別問題だと考えております。

〇上里直司委員 もっと整合性のある答弁が返ってくると思ったんですが、県のホームページを通して行ったパブリックコメントが、パブリックコメントの要綱に沿っていないというのは、いかがなものですか。これパブリックコメントの実施要綱というものは定まっているはずですよ。県民意見の募集のやり方についてというのが、これは総務部が担当していますよ。それはパブリックコメントを実施すれば、コメントに対して答えると。そして、それを意見に反映させるというものがパブリックコメントのやり方ですよ。それを堂々と県のホームページを使って、それでも実施要綱に基づいていないというのは、おかしなやり方だと思いますよ。もう一つ最後に、私もこれきょう初めて見て、文化環境部が県営林道伊江原支線の環境調査委託業務報告書について、当該事業の計画中止を含めて再度検討することをお願いしますとあったんですが、農林水産部長は知っていましたでしょうか。農林水産部長が知っていて、これは文化環境部と調整されて、これについてどうしようかということについて協議をされたのかどうか、最後にこれだけお答えください。

〇護得久友子農林水産部長 文化環境部からの厳しい意見がございますが、その辺の環境保全も含めて調整してそういう形の方針は出しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 中川京貴委員。

〇中川京貴委員 それでは、一点だけお伺いしたいと思います。先ほどからずっと出ている林道建設ですが、この建設についてまず一つは楚洲仲尾線(楚洲支線)開設工事中止を求める陳情、ヤンバル林道事業の中止を求める陳情、それとまた逆に、沖縄県の森林の整備・林業の振興に関する陳情、そして新規で

ヤンバルの森林・林業の活性化に関する陳情の両方が出ております。そして、 この林道建設の問題、林業においては今御存じのように、お互いが対立してい る状況の中で、私たち経済労働委員会はその現場を見てまいりました。その原 因は、私は県にあると思います。県がそのままこれをほっておいたがために、 お互いの林道建設が進められるし、山原の山を守る会はそれを阻止したいと。 しかしながら、北部地域の皆さん方は林道がなければ林業はできないという思 いがあって、対立してきた結果だと思っております。そして、その中において、 経済労働委員会として実態はどうなのかと、現場を視察したところで、先ほど 委員からたくさん出ておりました。やはり沢をとめたり、自然に配慮のない林 道建設工事がなされたのではないかという点も、私はある部分言われるとおり だと感じております。そしてその後、午後に林業の方々と話をしたときに、や はり林業のあり方、林業を営む方々の声を聞いて我々はこれを継続審議にして これまでもってまいりました。これから私は県としては、林業・林道のあり方 について県の方針として出ていますが、各委員の中から林業に対して反対者は いないんです。これだけ林業で生活されている方々に林業を勧めるべきだと。 林道についても反対ではないと。ただ取り扱いについて、林道工事についてど うかという問題提起がたくさん出ておりました。私は、これは県がこれまでほ っておいたことに問題があるのではないかと考えております。そしてその結果、 環境保全措置について検討するために、県は林道建設環境調査検討委員会の開 催、関係行政機関との調整、地元国頭村を含めた林業関係者との協議、今後の 林道建設はどうあるべきかという話し合いをしたと。そして今現在工事はスト ップしているわけですね。そして、今後その林道について、農林水産部長はい ろいろ説明しておりましたが、これまでの林道建設とは違うというインパクト がないんです。これまでの林道建設と、これからの林道建設との違いを明確に 言っていただかないと、やはり納得できない部分があるのではないかと。それ について、農林水産部長答弁をお願いします。

○護得久友子農林水産部長 確かにこれまで、沢への残土の処理は山の中ということで、本当でしたら必要とするところに運べばよろしいんですが、経費の問題もあるということで、そういうことも処理されてきております。それと、そういった沖縄県赤土等流出防止条例で、工事の手法が全部取り決めされておりますが、その辺工事施工の段階で雨が降ったということで、家が赤土に流されたということも過去にありました。その辺は、私たちこれまでの工事については、そういう面では実際そういうことがあったということを認めて、反省もしております。今回やはり違うのは、これまで林道については、小規模でやっ

ているということもありますが、そういった調査はこれまでしてこなかったと。 今回初めて調査しております。例えば、ダムの工事とかもいろいろあるんです が、特に林道についてはそういった形で今やってきておりますが、今後平成21 年度そういったいろんな提起、今中断しておりますが、やはりこれは貴重な動 植物がいるということで、それをもとに調査に入ってこれだけいたということ で、工事も中止しているんですが、その中で今回の林道の経費については、国 の補助の中でやっておりますが、この中に保全や移動などの処理費も含まれて おりますので、国としてもこの辺は認めております。そういう意味では、工事 費の中に単なる工事だけではなくて、そういった保全の措置もございます。そ して、その措置をこの事業でやって、県単で今年800万円、要するに今の工事 に当たってずっと監視して、適正な工事を処理させるということでの予算計上 もしておりますので、これまでとは違うということで、ぜひ御理解いただきた いと。今回そういった対策保全をぜひ見ていただいて、もし不十分であれば、 またこういった工事の中で問題が起こったときにはすぐ中止して、改善してや るという方向で私たちは今やります。そして、部内を含めて庁内には土木の事 業、文化環境部、工事関係のいろんな専門家がおりますので、この人たちを総 集してどうあるべきかという工事の仕方についても、丁寧な工事をやっていき たいと思っております。それと、やはり監視についてもずっと継続してやって いくということです。それと、今回工事に当たってマニュアルがないというこ とでございますが、実はダム関係の工事とか既にマニュアルがある程度ありま して、動植物を移動させたり移植させたりもございますけれども、その辺は林 道の工事についてはありませんので、今回事業を進めるに当たってマニュアル をつくるんですが、それについて予算特別委員会の中でも御質疑があったんで すが、過去の林道については検証しないんですかということですが、当然マニ ュアルづくりに当たっては、過去の林道のやり方についても、そういった検証 もして、マニュアルに出していって今後の林道の建設に役立てたいということ です。委員の皆さんがおっしゃるように、やはり林業は必要だということは皆 さん認めていらっしゃるということで、工事のあり方について議論が集中して いますので、やはり地域でこれだけの人たちが生活していますので、木を一本 も切るなとか、工事もするなでは生活が立ちいかないと思いますので、モニタ リング調査監視の予算を計上したのは初めてなので、十分御理解いただいて、 とにかく今回平成21年度予算の経過を見ていただきたいという気持ちでお願い したいと思います。場合によっては、環境アセスメントの話もありますが、環 境アセスメントも含めて、文化環境部とも十分調整しながら事業も進めていき たいと考えておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

〇中川京貴委員 今の農林水産部長の答弁は議事録に載りますので、ぜひこの 議事録のとおり進めていただきたいということと、やはりこのヤンバル林道事 業を中止せよという皆さん方の行動によって、沖縄130万人県民がいろんな意 味でこれを理解したと思います。これまで沖縄県に林業はあるのか、何で林道 が必要なのということが、テレビや新聞等のマスコミでも賛成、反対に分かれ てお互いやっていますよね。そのことによって、沖縄県民がヤンバル林業・林 道はあるのか、必要なのかということに関心を持ったと思います。その証拠に、 国頭村議会議長からも県に事業を推進していただきたいと出ていますよね。そ れともう一つは、国頭村長を初め5424名の署名で出ているんです。それはやっ ぱり林業に対して、今県のほうとしてもできるだけこれを進めていただきたい。 そして、林道建設に当たっては、やはり県は補助金を使うかわりに、設計の段 階から口を出していただいて、工事に当たる段階から今農林水産部長が答弁し たとおり、口を出して自然を壊さないような、まったく壊さないということは 不可能ですよ。しかし最小限度、本当に必要なのか先ほど委員からもありまし た、ずっと続けていくのかと。半永久的に続けていったら、ヤンバルの自然は 全部なくなるので、その補助金のあり方を皆が納得するような補助金の使い方、 工事ありきではなくて工事以外に林業に補助金が出るような仕組みもつくっ て、林業を営む方々を守っていただきたい。そして、我々経済労働委員会も委 員長中心に、その都度チェックしていこうと、工事が始まったら現場も見に行 きながら、農林水産部長が言ったとおりの工事をしているのかという意味で、 ぜひお互いが対立しないような県としての行政指導、行政チェックをしていた だきたいと思いまして終わります。

○護得久友子農林水産部長 今回も委員がおしゃったように、沖縄県にも林業があったんだということを中南部地域の方たちが余り知らないということで、今回そういった議論になったということで、確かに林業がクローズアップされたということですが、今議論が集中しているのは工事のあり方ということで、やはり貴重なヤンバルの自然を保護すべきであるということは、もちろん林業をしている方たち、今回の要請の中にも全部盛り込まれております。どうしても生活のために必要であって、林道をつくるためのものではないということは、十分理解いただきたいと思います。あと、先ほどありました沖縄北部地域森林計画の中で、平成20年までの計画がありまして、それを今回平成20年の12月に変更していますが、その中で林道の開設がほぼ半分になっておりまして、50%に抑えられておりますので、必要最低限の工事で必要なものということでござ

いますので、既に大きな基幹道もつくられておりまして、今やっているのは支線や行きどまりの林道でございますが、可能な限り既存の林道も使いながら伐採とかも必要だと思います。それと、伐採の仕方についても、やはり地元のほうといろんな経営の問題もございますが、もう少し伐採の仕方とかも検討していく必要があるかと思っております。それと、今自然保護すべきだと、産業振興だということでいろいろ対立点がございますが、できたら北部地域の林業・産業と自然保護の観点からということで、できたらそういった話し合いができればと思っておりますので、そういう意味で、もっと議論を深めてお互いに理解して地域の振興のあり方について、もう少し議論する必要があるかとは感じております。

〇玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

〇当銘勝雄委員 いろいろと議論されていることについては、県立病院の今後 のあり方検討委員会、これもある意味では生命に係る県立病院の問題について、 ああいう形でいいのかという議論が沸騰しておりますが、この林道・林業問題 についても、ある意味では多くの県民が関心があるということなんです。そし て、これについて私たちは考えていかないといけないし、私も10年前はかつて この林業行政を展開してきたわけでありますから、それの反省にも立ってやっ ぱり考える必要があるだろうと。私は、予算特別委員会においては、この問題 というものはほとんど触らなかったんですが、しかし皆さん方からあれだけの 関心があって質疑が出された。さらに、今度経済労働委員会においても、同じ ようにこれについてはほとんど委員が取り上げているということからすると、 私はそのまま何も言わないわけにはいかない。やっぱり基本的に私もかかわっ たことがあるわけだから、きちっとこれは言っておこうということで言います が、要するに、平成18年に5路線の林道事業に着手しようとしたわけですが、 そこでいろいろと問題が出てきた。それではいけないということで、林道建設 環境調査検討委員会やいろいろなものをつくってやってきた結果、皆さんたち は県の基本的な考え方というものをつくって出しているわけですが、これはあ る意味で今委員の皆さん方の賛同は得られていないのではないかと思うんで す。予算特別委員会でも同じです。賛同を得られていないのではないかと考え ますと、やはりこれについても立ちどまって考える必要があるのではないかと 思うんです。私も、基本的にこれまでやってきたとおり、林業は否定しません。 林道も否定しません。問題は、この自然保護との関連の問題が一番大きいわけ

です。ですから、それに対する皆さんの考え方はこうして整理してきたわけで すが、先ほども意見があるように、例えば貴重な動植物の移植が可能なのかと。 植物は移植可能かもしれませんが、動物は本当にできるのかと。あるいはビオ トープをつくってそこに移すというんですが、本当に可能なのかという疑問が 出されてくるので、私はそこら辺もあるし、さらにもう一つは、この前の林業 関係者の新聞記事の中で、今後皆伐をやる場合は面積は3ヘクタール前後であ ると言っているんです。そして、さっき森林緑地課長が5ヘクタールと言って いましたが、そういうふうにして5ヘクタールというものが、今県民が許容す る面積なのかというのが残るわけです。ですから、私はそこら辺に対する疑義 があってこれではおかしいよと。例えば、この前我々が調査した今の伊江Ⅰ号 支線についても、結構の面積があるわけなので、それはそのままでいいのかと いう問題です。そして、新たに出てきたのが大宜味村の皆伐で、しかもそれは 50年木といわれる広葉樹を切って放置している。しかし、そこの目的がしいた けをつくるという話なんですよね。ホダ木に使うということで別の樹種を植え ている。ですから、この樹種というものが、圧倒的にいい樹種かというと必ず しもまだわからない。むしろ50年木がいっぱいあるならば、それを使ってもい いんじゃないかということも言えるわけだし、そこら辺がやっぱり疑義が持た れる問題になります。ですから、私は改めてこのヤンバルの林業の問題、検討 委員会みたいなものをもう一度立ち上げて、きちっと県民合意が得られるよう なものにしたほうがいいのではないかと。例えば、林業そのものについても今、 こういう議論があるのを皆さん御存じだと思いますが、沖縄県の林業には木材 生産と特用林産物の生産があるはずなんです。そして、沖縄県の小さい面積で 林業というものが、木材生産というものが成り立つのかという議論もある。そ うであるならば、特用林産物だったらいいのかというような形で、ではその割 合でもどれぐらいでいいんだというような形での県民合意を得ていくのがいい のではないかと思うんです。ですから、そこら辺は今出されているもので、私 は必ずしも合意が得られていないと理解しますので、ぜひそこら辺も含めて、 今後十分に検討して、この沖縄県の林業のあるべき姿をつくって、林業も林家 の皆さん方がともに共存できるような体制をつくってください。私は過去の経 験者としての皆さんに対するお願いです。

- **○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。 辻野ヒロ子委員。
- **〇辻野ヒロ子委員** きょうは、林業の問題で多くの議論が交わされております

が、私は先ほどから出ている自然環境を守りながら開発していくという厳しさを、新石垣空港の30年間の思いとダブらせながら聞いていたんですが、今では本当に動植物を大事にするコウモリの館が、1億円かけてでき上がって着々と進んでいる環境というものを、いかに大事にしなければいけないかということを強く感じている状況でございます。そういう中で私は、地元竹富町から出ている陳情を質疑しないと島に帰れませんのでお聞きしたいと思いますが、陳情平成20年第198号の伊江島における黒糖工場建設問題に関する件ですが、これは一般質問でも取り上げて答弁をいただきましたが、やはり答弁の中で一般質問でもそうだったんですが、関係者による話し合いをもっていくということで終わってしまっているんですが、地元から今年の製糖はやはり去年の台風がなかったためにいい成績を上げているということで喜んでいますが、そういう中で含蜜糖に対する厳しさを訴えているんです。その問題、伊江島の工場建設はどうなっているのかと。北部振興の一環として、2009年度には決まるということで、大変地元の皆さんが県から何の話し合いもないということで苦情があるんですが、その件についていかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 伊江村において、やはり工場が必要だということ で、黒糖工場の新たな建設ということでやっておりますが、その中で関係者、 特に黒糖をつくっている竹富町を含めて7つの島で、小さい黒糖の工場が設置 されてそこで生産されているわけなんですが、やはり今課題となっているもの が、1つには需給状況です。約8000トンから9000トンの中で黒糖そのものが生 産されているんですが、やはり伊江島が参入することによって、生産量がふえ るということで、需給の問題がだぶついて価格が落ちるのではないかという非 常に大きな懸念がございます。それと、事業費の確保や最新の工場とそれぞれ の既存の小さい工場とのいろんな差などが懸念材料になっておりますので、今 回沖縄県黒砂糖工業会を含めて反対されている竹富町からも反対の決議がされ ておりますが、やはり沖縄県全体の糖業という意味で、伊江島のほうは過去に 工場を閉めたんですが、改めてサトウキビは島の大事な産業であるということ で、そういった要請になっておりますので、今関係者の話し合いは進めており ます。それを含めて、去る2月にも国のほうにそういったものに当たっての需 給の問題や支援の問題を含めて要請もされておりますが、現在、県のほうでは そういう意味で関係者を集めての話し合いをしっかりやっていただいて、その 合意のもとに建設されるべきであると考えておりますので、そういった意味の 話し合いを進めて、雰囲気づくりを今やっているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 やはりアクションを起こしていただかないと、地元の皆さんがはっきりと、例えば経済労働委員会でちゃんと質疑してくれとか議事録はどうなっているのかなど関心を持っているんです。それで、全然自分たちには見えていないと、どこまで進んでいるのかというものも全くわからない状況なので、実際の進捗状況はどうなんですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 今農林水産部長のほうから答弁があったんですが、去年の12月29日に話し合いを持ちました。それから年明けて、ことしの1月8日に話し合いを持ちまして、これは県もJAおきなわ、沖縄県黒砂糖工業会で話し合いを持ちまして、沖縄県黒砂糖工業会が懸念することについて、JAおきなわとしてどういうことができるのかという提案をしてございます。この提案について、いろいろ沖縄県黒砂糖工業会の内部で調整がございますので、これについても、私ども1月16日、28日に県のほうから出向いていって、内容についても説明したというところで、その後内閣府や先週は農林水産省の担当補佐等とも地元の意向を踏まえて、国としてしっかりと万全の支援ができるようにということで、今事務方では調整しているところでございまして、そういうことで、引き続き話し合いに向けて調整しているという状況になっております。

○辻野ヒロ子委員 やはり落としどころは、含蜜糖の支援かという思いが強いんですが、そういう意味では、ぜひこの問題のコンセンサスを図りながら、国ともしっかりと交渉をしていただいて、両方納得がいくような話し合いのもとで進めていただきたいんですが、この問題も含めて護得久農林水産部長、今回も本当にお疲れ様でした。2年間、第1次産業である農林水産業、本当に厳しい状況の中で、女性の視点でしっかりと頑張っていただきましたが、その御苦労も言いながら私は本当に感謝を申し上げたいと思います。最後に、農林水産部長の今後の沖縄県における農林水産業に対する思いを語っていただいて、終わります。

○護得久友子農林水産部長 2 カ年間、本当に長いようであっという間の2年間だったと思います。その間、議会が毎年四、五回ございまして、意見交換をさせていただきました。やはり、委員の皆様方については、第1次産業である農業を非常に重要であることを、皆さん認識の上で質疑いただき、その分は支援をいただいたと思っております。実は退任でございまして、退職ではないのであと1年残っておりまして、社団法人沖縄県糖業振興協会、沖縄県農業開発公社の理事長ということで、別サイドであと1年しっかりと皆さん一緒になっ

て頑張っていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く農林水産部関係の 陳情9件に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の審査を 行います。

なお、ただいまの陳情 2 件については、座喜味一幸委員が利害関係者であることから、委員会条例第15条の規定により、座喜味一幸委員は議事に参与することができませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の2件について、農林水産部長の説明を 求めます。

なお、説明に当たっては、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお 願いいたします。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 それでは、陳情処理概要書の7ページをお開きください。陳情平成20年第135号及び11ページの陳情平成20年第143号の継続陳情につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情平成20年第135号及び同第143号の2件に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

- **○上里直司委員** 直接この陳情案件というよりかは、宮古地域における県からの補助金の不正受給が起こっていることが新聞記事に出ていましたが、そのことの報告と、宮古土地改良区または国営かんがい排水事業等の関係というものだけ教えていただけますか。
- **〇知念武村づくり計画課長** 宮古地域における補助金の不正受給の問題と宮古 土地改良区とは関係ございません。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 中川京貴委員。
- **〇中川京貴委員** 確認だけしたいんですが、この陳情文書が出て、経済労働委員会で継続審議になっておりますが、しかし今県の経過処理方針が出ております。これにのっとって、そういったことがなかったと、県の方針どおりに理解していいのか。それによって、これも審議しますので。
- 〇知念武村づくり計画課長 先の議会でも御説明したとおりなんですが、組合員からの関係書簿の閲覧については、県からの指導の結果、昨年の12月に実施されて閲覧しております。それと、土地改良法に基づく県知事の権限で、土地改良区から平成15年度から平成19年度までの5カ年の事業関係の資料、会計関係の資料を徴取して、審査という吟味を県のほうでやっておりますが、特段問題になるような点はありません。県としては、一般の土地改良区と一緒のように、今後とも指導監督をやっていくということでございます。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員着席、説明員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第27号議案土地の処分についての採決を行いますが、その前 に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

- ○渡久地修委員 土地の処分について質疑しましたが、特別自由貿易地域はわずか2.1%しか土地が売れていないということで、既に目標からも大きく離れて私たちは破綻していると思います。それで、土地の処分も今回土地の鑑定評価を出していますが、これよりも約3000円安い値段で売るという点で、合計すると1億4000万円余りになるんです。よって、これには県民に損害を与えるということで、これには賛成できないということで反対します。
- ○玉城ノブ子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第27号議案土地の処分についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第27号議案は可決されました。

次に、乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案の条例議案4件を一括して採決いたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19議案の条例議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第34号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての 議決内容の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情については、まず、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳 情9件を採決いたします。

次に、陳情平成20年第135号及び第143号の2件を採決いたします。

採決は、以上の順序と方法で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情9件の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情9件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の採決を行います。

なお、ただいまの陳情 2 件については、座喜味一幸委員は採決に参与できませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の採決を行いますが、 その前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の陳情2件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。 先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情13件とお手元 に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件 として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。休憩します。

(休憩中に、委員より参考人招致の申し入れがあり、協議の結果、参考 人招致についてを議題として追加することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、 ただちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

参考人招致についてを議題といたします。

陳情平成20年第186号沖縄県職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等 待遇に基づく処遇改善を求める陳情の審査の参考とするため、陳情者を参考人 として出席を求め、説明を聴取するかどうかについて休憩中に御協議をお願い いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致を行うことで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成20年第186号の審査の参考とするため、陳情者を参考人として出席 を求め説明を聴取することについては休憩中に御協議いたしましたとおり決す ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま決定いたしました参考人招致の日時等の詳細な事項については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。